



文部科学省



令和7年度

学校の適正規模・適正配置 行政説明資料



文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課 教育制度改革室

概要

1. 公立小・中学校の状況
2. 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方
3. 学校教育を取り巻く状況
4. 持続的で魅力ある学校教育のための取組
 - (1) 学校施設関係
 - (2) 教職員加配関係等
 - (3) 小中一貫教育関係
 - (4) コミュニティ・スクール関係
 - (5) 遠隔教育関係
 - (6) 地方教育行政の在り方等関係

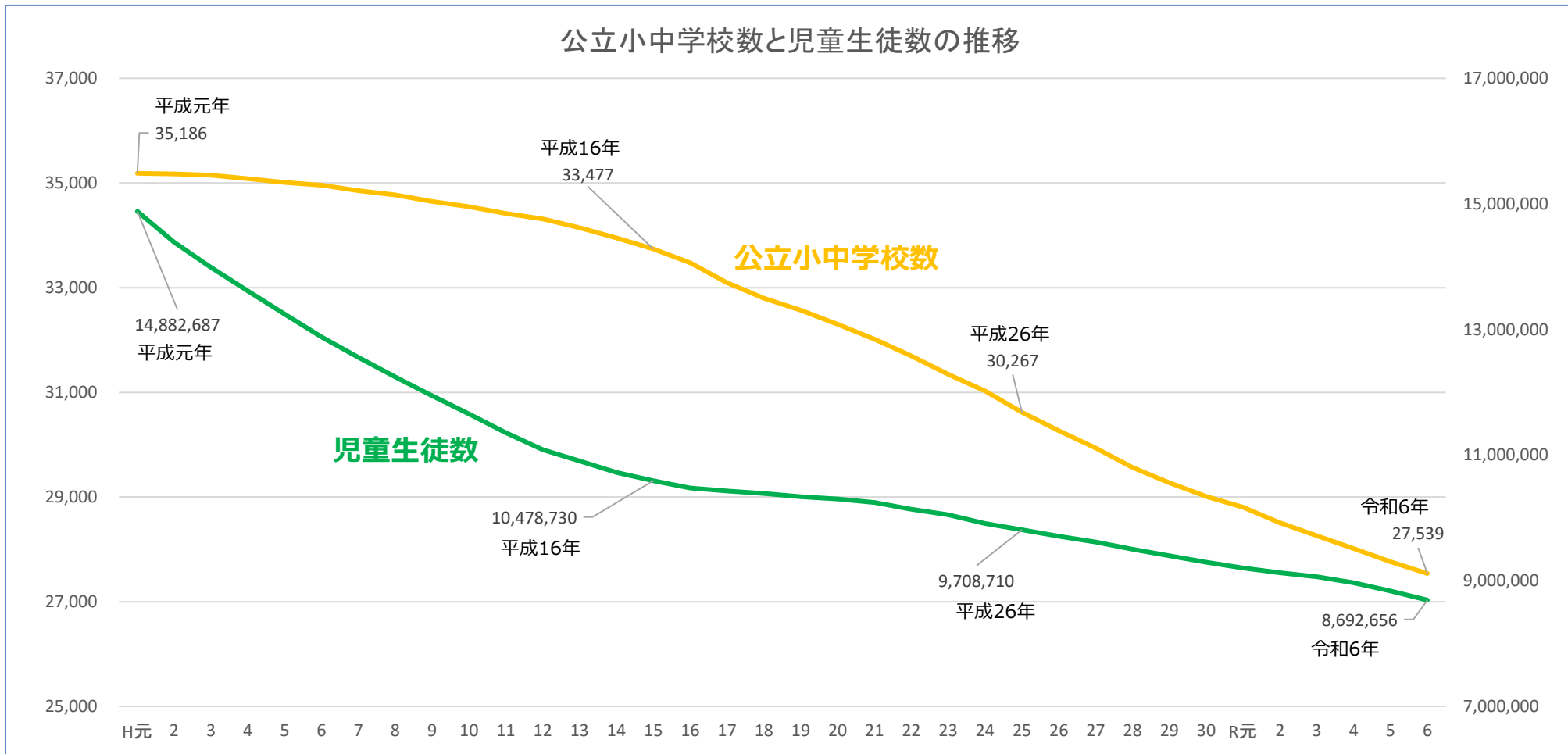


1. 公立小・中学校の状況

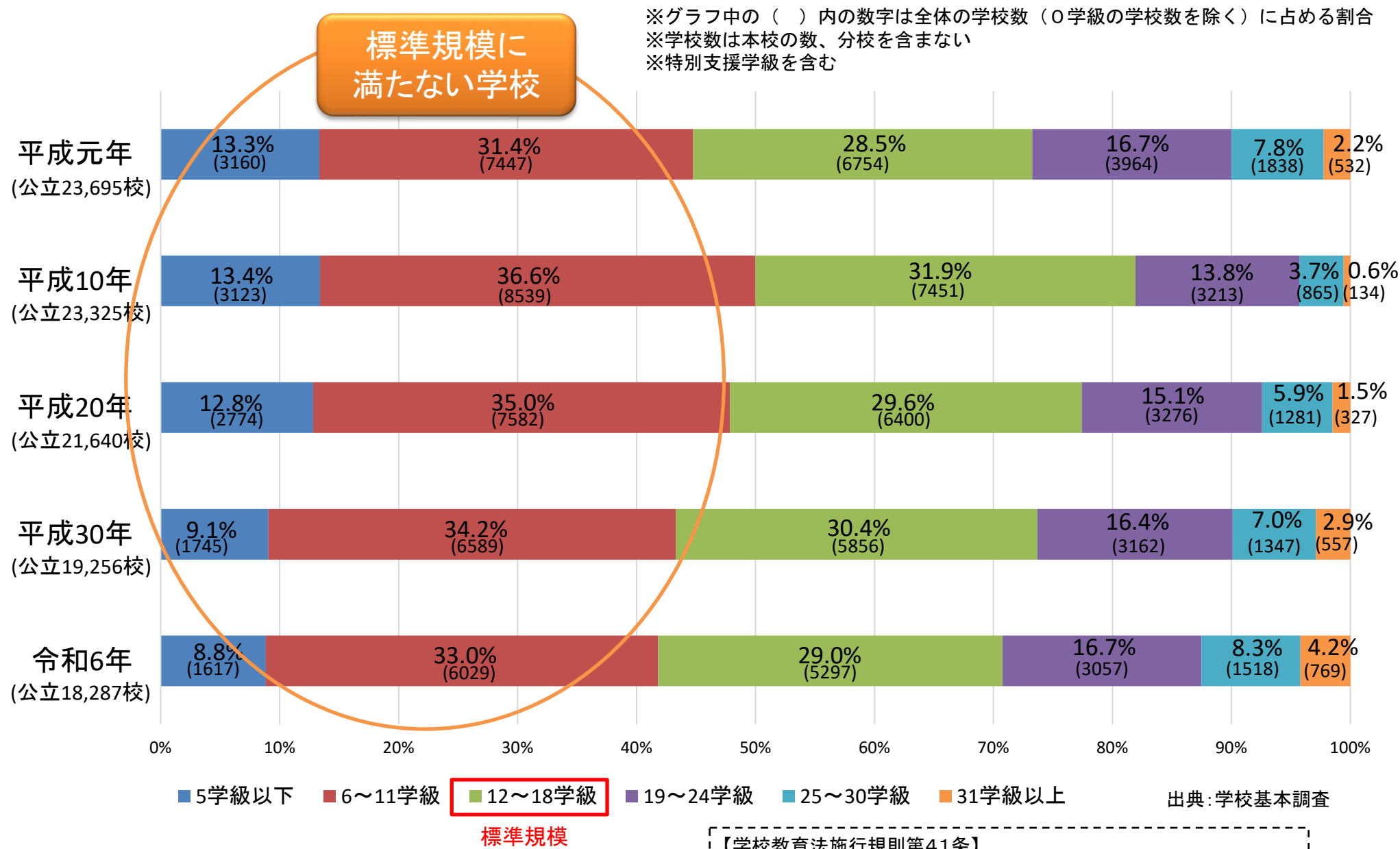


公立小中学校数と児童生徒数の推移（H元～R 6）

- 令和6年度の公立小中学校の学校数は、平成元年度と比較して21.7%(7,647校)減少、10年前（平成26年）と比較して9.0%(2,728校)減少。
- 令和6年度の公立小中学校の児童生徒数は、平成元年度と比較して41.6%(6,190,031人)減少、10年前（平成26年）と比較して10.5%(1,016,054人)減少。



公立小学校の約 4 割が標準規模を下回る



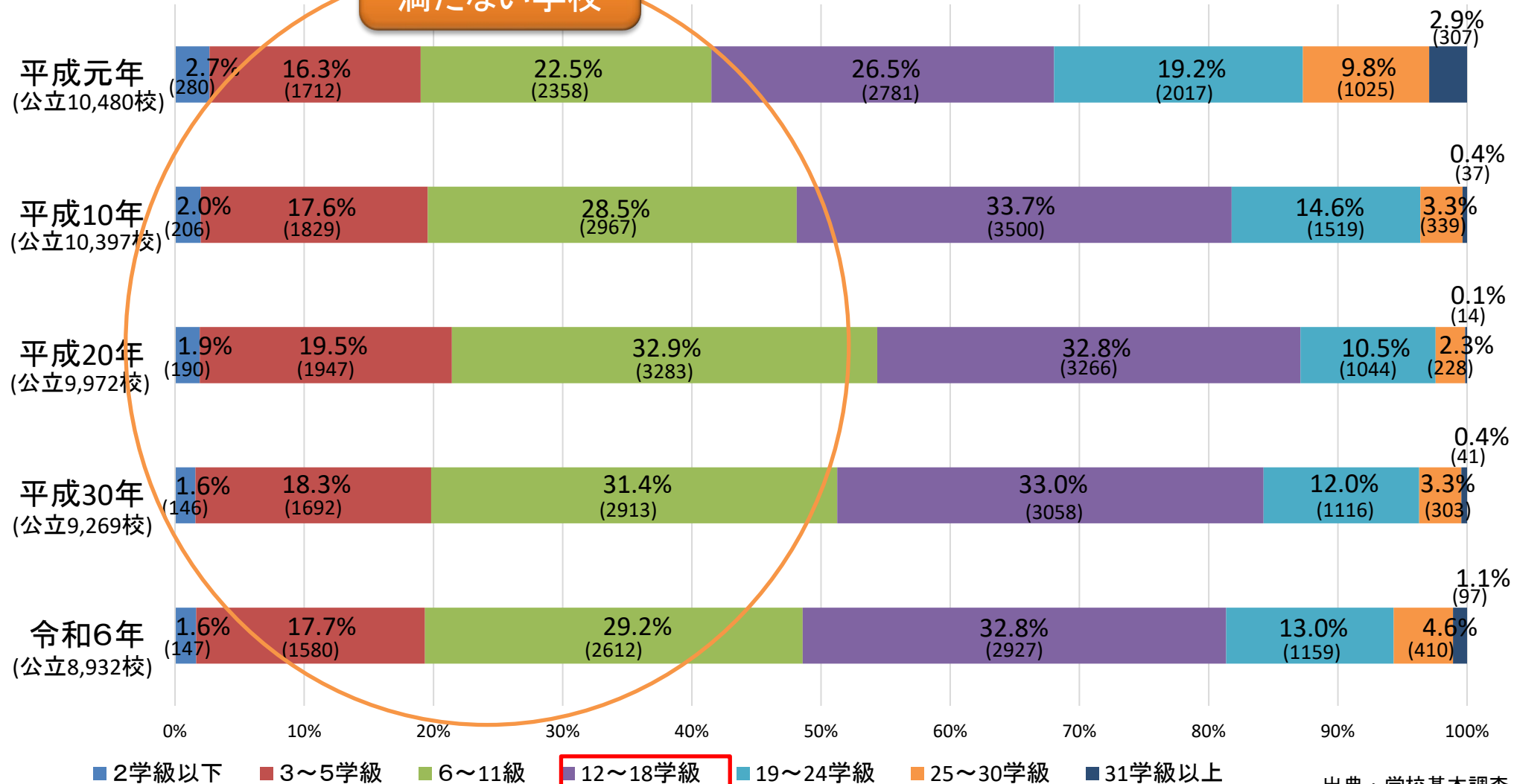
【学校教育法施行規則第41条】

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

公立中学校の約 5 割が標準規模を下回る

標準規模に
満たない学校

※グラフ中の（ ）内の数字は全体の学校数（0学級の学校数を除く）に占める割合
※学校数は本校の数、分校を含まない
※特別支援学級を含む



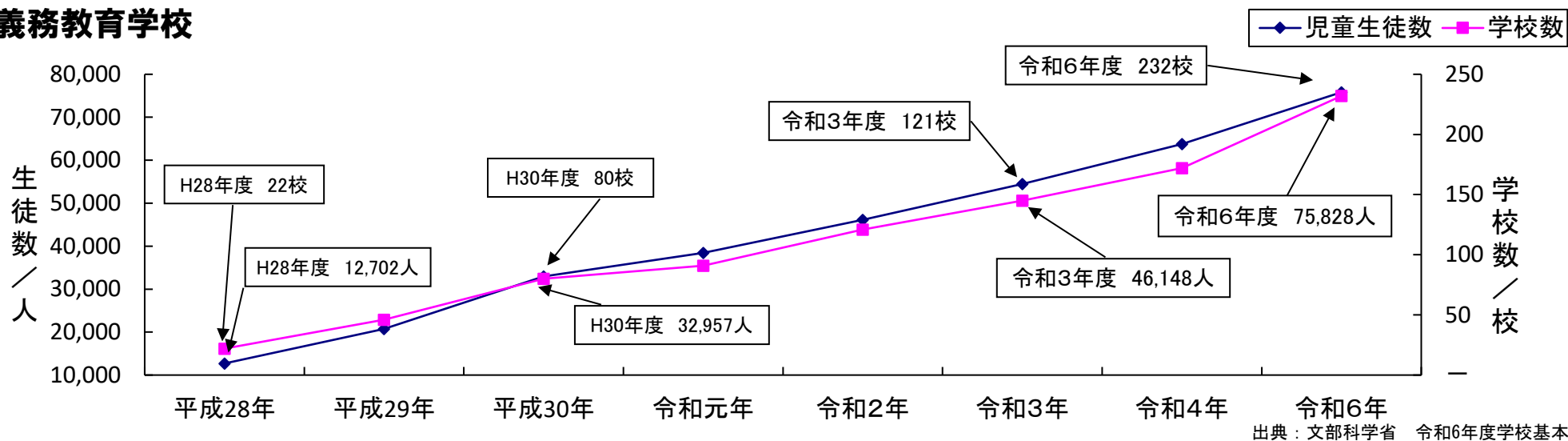
標準規模

出典：学校基本調査

【学校教育法施行規則第79条(同規則第41条を準用)】
中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

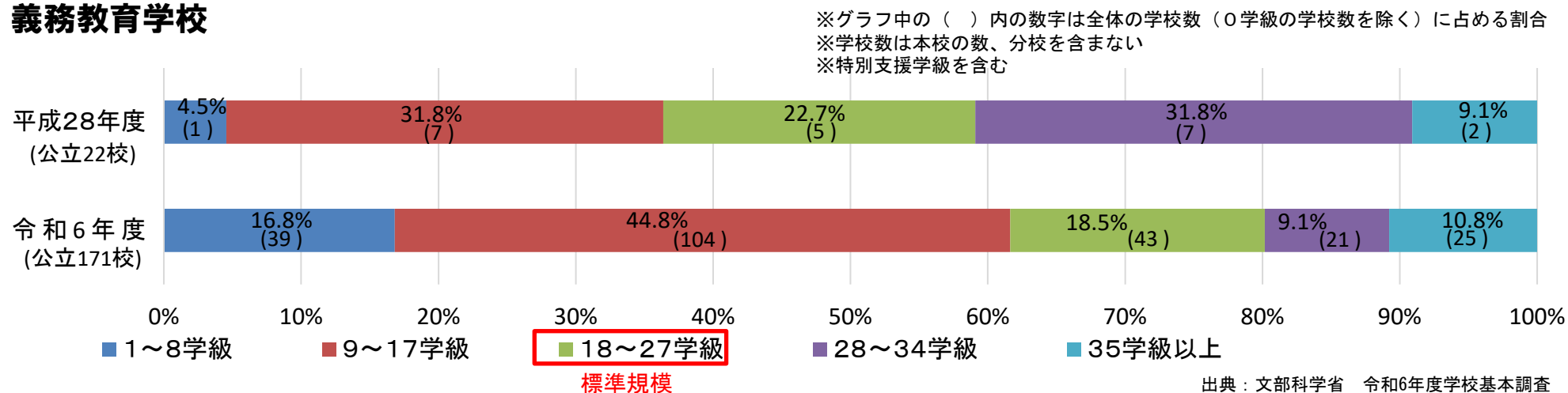
公立義務教育学校の数と児童生徒数の推移

義務教育学校



公立義務教育の学級規模別学校数(割合)の推移

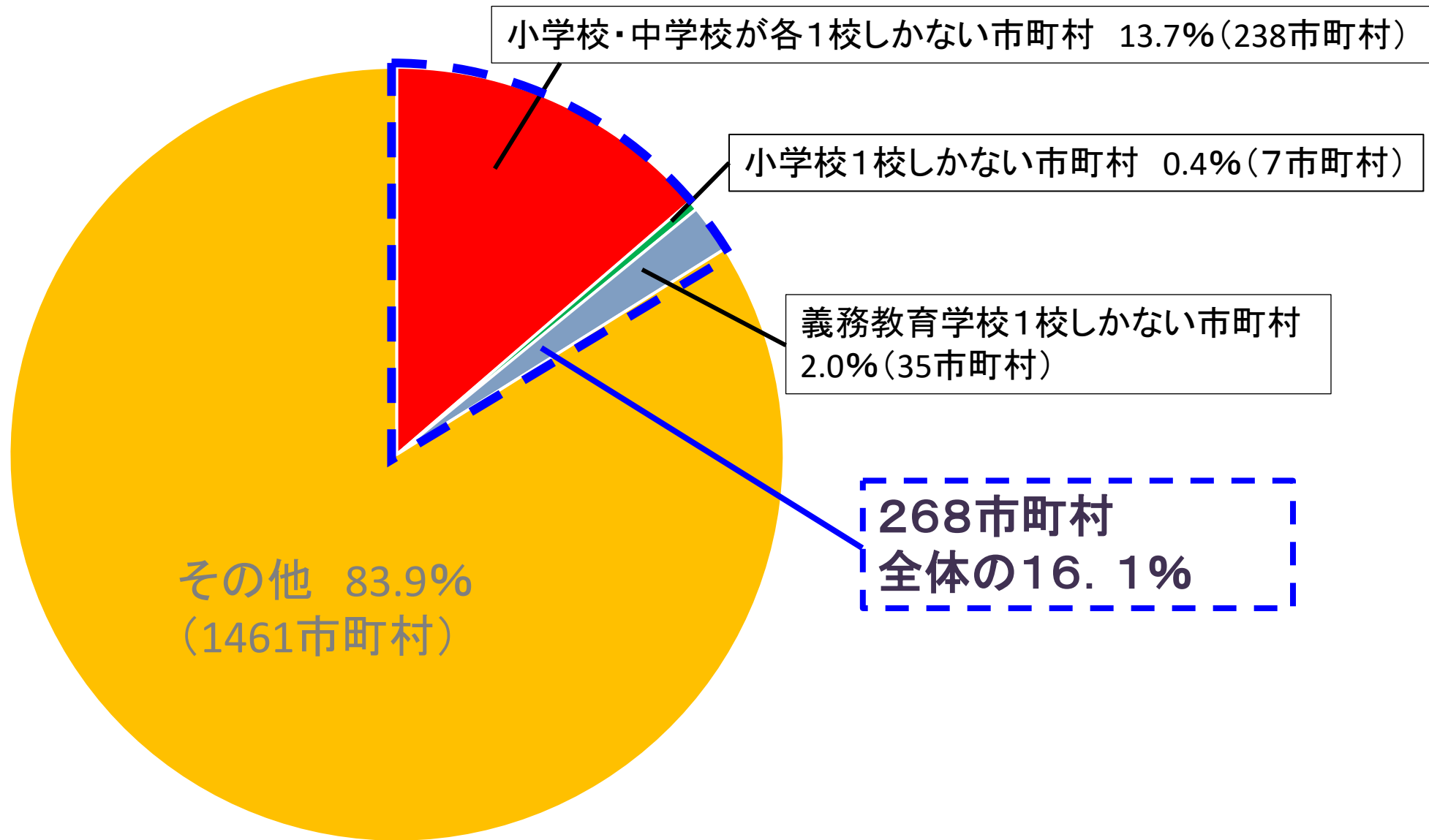
義務教育学校



【学校教育法施行規則第79条の3】

義務教育学校の校の学級数は、18学級以上27学級以下を標準とする。
 ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

これ以上統廃合が困難な市町村等（1 小学校/ 1 中学校/ 1 義務教育学校）の割合



令和5年度 学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査(概要)

調査対象／調査時点:全市区町村／令和5年9月20日、全都道府県／令和5年11月1日

※各自治体からの回答のうち主たるものを掲載

主なポイント

都道府県調査

■ 域内の市区町村における学校規模適正化に関する現状認識

- ・すべての市区町村において検討課題 4%
- ・半分以上の市区町村において検討課題 81%
- ・一部の市区町村において検討課題 13%
- ・現時点では学校規模の適正化は大きな課題だと考えていないが、近い将来、一部の市区町村において検討課題となることを想定している。 2%

■ 市区町村の学校規模適正化の取組への支援

積極的に支援している 13% / 要請に応じて支援している 83%

- 〔(内容)・統合校の教職員定数減の緩和措置 57%
・事務量・調整業務の増に対する人事面での措置 45% 等〕

市区町村調査

■ 域内の学校の適正規模に関する現状認識

- ・おおむね適正規模である。 25%
- ・一部地域に過小規模の学校があるが、統合の対象となり得る学校がない。 11%
- ・一部地域に過小規模の学校がある(上記に当てはまる場合以外) 31%
- ・全体として適正規模になっていない。 16%

■ 学校規模の適正化を図る上での課題や懸念

- ・保護者や地域住民との合意形成 91%
- ・地域コミュニティの維持 61%
- ・地理的要因、交通事情 66% 等 ※「よく当てはまる」と回答した割合

■ 市区町村の小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための取組への積極的な支援

行っている 94%

- 〔(内容)・免許外を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 84% 等〕

■ 市区町村の過大規模校への対応に対する積極的な支援

行っている 60%

- 〔(内容)・教頭の複数配置など、過大規模校の教職員配置の充実96% 等〕

■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- ・教職員定数の加配措置による支援 98%
- ・施設整備への補助 87%
- ・スクールバス導入費用への補助 85%
- ・学校規模適正化について検討する際に参考となる資料の提供 74% 等

■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- ・教職員定数の加配措置による支援 89%
- ・施設整備への補助 80%
- ・スクールバス導入費用への補助 65% 等

■ 学校規模の適正化について都道府県からの支援の要望

- ・校舎の新增築・改修事業への補助 77%
- ・事務量・調整業務増に対する人事面での措置 65%
- ・スクールバス・ボートへの補助 65%
- ・通学対策事業への補助 61% 等



■ 小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための 都道府県からの支援の要望

・免許外指導を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 78% 等

■ 小規模校のメリットを最大化させる取組

取り組んでいる 84% / 検討中である 14%

(内容)

- ・地域人材・地域資源を活用した地域学習の実施 87%
- ・きめ細かな指導の徹底 80%
- ・児童生徒用PCやデジタル教材といったICTの有効活用 72% 等

■ 小規模校のデメリットを最小化させる取組

取り組んでいる 80% / 検討中である 17%

〔(内容)・異学年集団での共同学習や体験学習の計画的実施等 80% 等〕

■ 過大規模校への対応

・学校施設の増築 54% 等

■ 二地域居住・ワーケーションへの対応

取組を行っている 5%/ 検討中である 3%

市区町村 統合事例

■ 統合事例件数 令和4、5年度の2年間 293件 (718校 → 301校)

【統合して開校した年度】

- ・令和4年度 160件
- ・令和5年度 132件
- ・その他(複数年度に渡って計画的に統合した事例) 1件

【統合の基本的な形態】

- ・小学校同士の統合 167件
- ・中学校同士の統合 66件
- ・小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置 49件
- ・施設一体型の小中一貫校の整備を含む小学校同士又は、
中学校同士の統合 5件

■ 統合に伴う通学手段

【スクールバスの導入件数】

・統合前 110件 → 統合後 216件

【統合後における通学時間が最も長い児童生徒】

- ・小学校 30分以上40分未満 34%
20分以上30分未満 26%
- ・中学校 30分以上40分未満 33%
40分以上50分未満 30%

■ 統合における施設や設備の整備について

【統合後の学校の設置場所】

- ・統合前の学校のうちの一つの敷地 91%
- ・上記以外の別敷地 9%

【統合に伴い実施した施設整備の状況】

- ・新增築 19% ・改修 26%
- ・改修+増築 8% ・特になし 47%

■ 統合を検討するための体制

【自治体内の検討組織の設置】

設置した 47%

(検討体制の構成員)

首長部局も構成員に含む 29%

(構成員に首長部局を含む場合の構成員の所属例)

- ・総合計画やまちづくり関係課 58%
- ・施設、営繕関係課 55% 等

【総合教育会議の活用】

活用した 37%

【外部委員を加えた検討組織の設置】

設置した 77%

■ 統合の検討開始から開校までの期間

【検討開始から、開校までの期間】

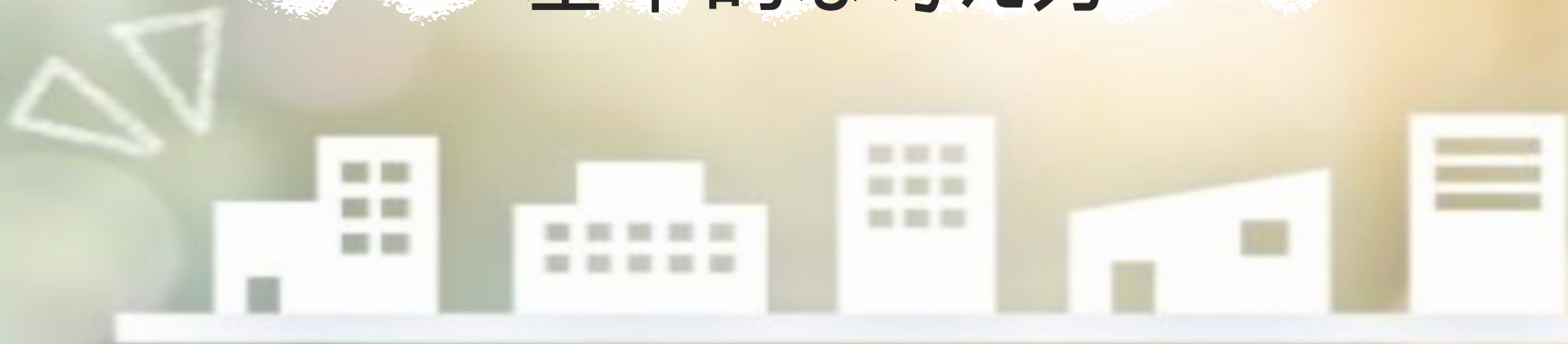
～36か月 45% / 37か月～72か月 27%

(うち、検討開始から報告書のとりまとめなどの方向性が決まるまでの期間)

1～12か月 27%/13～24か月 24%



2. 適正規模・適正配置に関する 基本的な考え方



適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

- 児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという特質を踏まえると、学校については、一定の規模を確保することが望ましい。

※小規模の場合には、例えば、以下のような課題が生じる

- ・クラス替えができない、クラス内で男女の偏りが生じる、人間関係が固定化する
- ・多様な意見に触れることが難しくなる、スポーツ実技や合唱・合奏などが困難になる



- そのため、文部科学省では、小中学校の学校規模（学級数）の標準等を設定。
（学校教育法施行規則において、学校規模の標準は、小中学校ともに、**12学級以上18学級以下**）

- 学校規模の適正化の検討は、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきもの。

※学校には一定の規模が必要な一方で、統廃合の結果、極端に長距離の通学が求められることなども問題。

- また、学校は地域のコミュニティの核として、防災・保育・地域の交流の場等の機能を併せ持つ。地域の事情により、学校統廃合が困難な場合や小規模校として存続させることが必要な場合もある。



統廃合することも、小規模校として存続させることも、設置者である自治体が判断。

※小規模校として存続させる場合、メリットを最大化するとともに、デメリットを最小化するような工夫が必要。

1 基本的な考え方と手引の位置付け

(基本的な考え方)

- 学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育条件をより良くする目的で行うべきもの。
- 学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを活かした学校作りを行うか、休校した学校の再開を検討するかなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは、地域の実情(学校が都市部にあるのか過疎地にあるのか等)に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断。
- コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因・地域事情等に配慮する必要。特に過疎地など、地域の実情に応じて小規模校の課題の克服を図りつつ小規模校の存続を選択する市町村の判断も尊重。

(手引の位置付け)

- 必ずしも検討が進んでいない市町村も多く、検討に必要な資料の提供等の国による支援が求められている。
- 学校規模適正化や小規模校の充実策の検討に際しての基本的方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめ、各自治体の主体的な取組を総合的に支援する方策の一環として策定するもの。

2 学校規模の適正化

- 学校小規模化の影響について、学級数の観点に加え、学校全体の児童生徒数やクラスサイズ等の様々な観点から整理。
- その上で、学校規模の標準(12～18学級)を下回る場合の対応の大きな目安について、学級数の状況毎に区分して提示。

【学校小規模化の影響の例】

(学校運営上の課題)

- ・クラス替えできず人間関係が固定化
- ・集団行事の実施に制約
- ・部活動の種類が限定
- ・授業で多様な考えを引き出しにくい 等

(児童生徒への影響)

- ・社会性やコミュニケーション能力が身につみにくい
- ・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ・多様な物の見方や考え方に触れることが難しい 等

【提示例】 小学校 (1～5学級) 複式学級が存在する規模

概ね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

3 学校の適正配置 (通学条件)

- スクールバス利用等、通学実態の多様化を踏まえ、従来の通学距離の基準(小学校:4km以内、中学校:6km以内)に加えて、通学時間の基準を設定する場合の目安を提示。
- ⇒1時間以内を一応の目安として、市町村が判断
(適切な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消する前提)

4 学校統合を検討する場合の留意事項

- 保護者・地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し、理解を得ながら検討を進める上での工夫例を提示。

(内容例)

○統合の適否に関する合意形成

- ・小規模の課題の可視化と共有
- ・統合効果の共通理解
- ・保護者や地域代表が参画した統合プランの検討
- ・住民アンケートの実施 等

○魅力ある学校作り

- ・教育課程特例校制度等を活用した魅力的なカリキュラムの導入
- ・コミュニティ・スクールの推進
- ・小中一貫教育の導入
- ・施設設備の充実 等

○統合により生じる課題への対応

- ・バス通学による体力低下への対応
- ・児童生徒の環境適応支援
- ・廃校校舎の地域拠点としての活用 等

5 小規模校を存続させる場合の教育の充実方策

- 小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化することができるよう様々な工夫例を提示。

(内容例)

○小規模校の良さを活かす方策

- ・少人数であることを生かした教育活動(外国語の指導や実技指導等)の徹底
- ・個別指導・繰り返し指導の徹底等による学習内容の定着
- ・地域の自然・文化・産業資源等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・地域との密接なつながりを活かした校外学習・体験活動の充実 等

○小規模校の課題を緩和する方策

- ・小中一貫教育による一定の学校規模の確保
- ・社会教育施設等との複合化による教育活動の充実
- ・ICTの活用による他校との合同授業
- ・小規模校間のネットワークの構築 等

6 休校した学校の再開

- 地域全体の振興策を総合的に検討する中で、一旦休校とした学校を再開させる取組に関して、具体的な工夫例を提示。

(内容例)

○一旦休校とした学校の再開に向けた工夫

- ・学校選択制の部分的導入等により人口集中地域から生徒を集める工夫
- ・山村留学・漁村留学の積極的な受け入れ
- ・学校再開を想定した休校の校舎等の維持・活用
(宿泊可能な設備の整備、伝統文化の保存・継承組織の活動拠点や芸術家村としての活用) 等

○再開後の小規模校の活性化

- ・小規模校のメリット最大化・デメリット最小化策の重要性
- ・地域の豊かな自然や地域住民とのふれあいの機会等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・国の支援メニューの活用(施設整備・スクールバス購入補助等)
- ・多様な工夫や支援の活用に関する文部科学省に対する直接相談 等

- 広域の教育行政を担う各都道府県において、域内の教育の充実発展に責任を持つ立場から、学校の小規模化について市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助を行うことが期待される
 - ⇒ 市町村の規模によっては単独で十分な検討を行う体制を整備することが困難な場合も想定される
 - 市町村・学校が置かれた状況は極めて多様（例：交通環境の整備状況、市町村合併の状況、人口動態など）

【適正規模・適正配置に関する支援の例】

○基準やガイドライン、手引等の策定

・域内の実態を十分に踏まえて学校規模適正化や小規模校を存置する場合の充実策等に関するガイドライン、手引等の整備

○情報提供機能の強化

・モデル的な統合のシミュレーション結果の情報提供

・全国各地の先進的な取組事例の積極的な収集と情報提供

○カリキュラム開発への支援

・「地域とともにある学校づくり」に向けた取組や、特色ある魅力的なカリキュラムの導入に向けた支援

○財政面での支援

・市町村が行う学校規模適正化の検討に要する費用の一部を補助

・市町村に対して、遠距離通学等に対する事業や校舎の新增築・改修事業等について、国の補助に加えて一定の財政的支援

○人事面での支援

・学校ビジョンの策定段階から統合後の管理職予定者を責任ある立場で関わらせる

・市町村教育委員会の要望を踏まえつつ通常の在任期間を柔軟に取り扱い、統合前の学校の管理職や教職員が統合後も引き続き残るよう配慮

・スクールカウンセラー等の派遣

・統合支援のための教職員定数の加配措置の活用を含めた、必要な教職員の確保

【統合困難な小規模校への支援の充実の例】

設置者のみでは困難なケースもあり得るため、都道府県教育委員会が積極的な支援策を講じることが望まれる

○教職員配置の充実

・国の加配や県単独加配等を活用しつつ、小規模校の教育活動の充実や複式学級の解消

・複数校間での教員の併任による免許外指導の解消や、指導力のある教員による小規模校間巡回と若手教員とのティームティーチング

・複数学校間で小・中学校事務の共同実施の導入による、事務体制の効率化の推進や、教職員間での役割分担の大胆な見直し 等

○教職員研修の充実

・地域の大学等と緊密に連携し、ICT等の活用も含め、小規模校や複式学級設置校のニーズに応じた実践的な研修の充実

・複式指導を専門に担当する指導主事の配置

例：学校現場から力量のある教員を期限を設けて登用
優れた退職人材の有効活用

・担当する教員のニーズを的確に把握し、指導の改善に直結する研修を充実させ、免許外教科指導を解消

○モデル事業の実施

・へき地教育や複式教育のための研究会の実施や指導資料の作成

・ICTの積極的な活用や小規模校間の連携、社会教育との連携

・地元の教員養成系大学と連携協力の上、小規模化を前提とした学習指導上の工夫や、地域の教育資源を最大限に活用した学校マネジメントや学校教育・社会教育との連携融合の在り方等についての共同研究 等

(参考)関係法令

●学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第四十一条 **小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準**とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条 **第四十一条**から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、**中学校に準用**する。この場合において、（略）

第七十九条の三 **義務教育学校の学級数は、十八学級以上二十七学級以下を標準**とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

●義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）

（国の負担）

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に定める割合によるものとする。

一 公立の小学校、中学校（第二号の二に該当する中学校を除く。同号を除き、以下同じ。）及び義務教育学校における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費 二分の一

二 公立の小学校、中学校及び義務教育学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

二の二 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程（以下「中等教育学校等」という。）の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一

三 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一

四 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を**適正な規模**にするため統合しようとするに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

2 前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第四号の適正な規模の条件は、政令で定める。

●義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）

（適正な学校規模の条件）

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

一 **学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。**

二 **通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。**

2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。

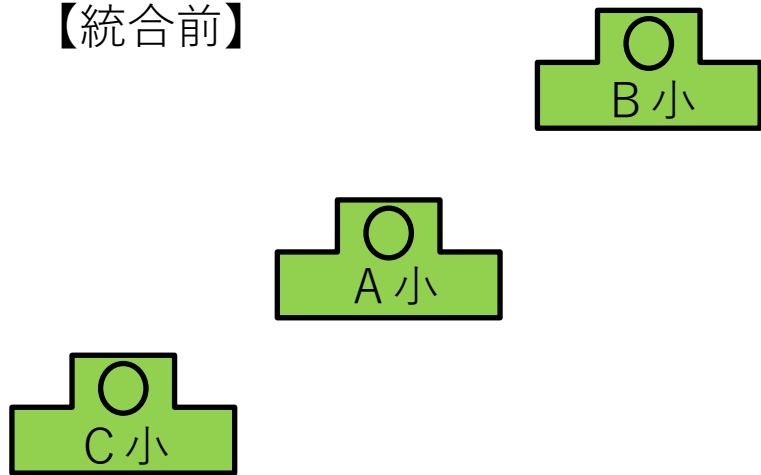
3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

(参考)複数の小学校を統合して低学年部分を分校として存続させる例

例えば、域内にある3つの小学校を2つの分校を有する1つの小学校に統合して、

- ・ A小学校に通っていた1～6年生はこれまでどおりA小学校に、
- ・ B小学校に通っていた、1～4年生はA小学校D分校（そのままB小の校舎）に、5～6年生はA小学校に、
- ・ C小学校に通っていた、1～4年生はA小学校E分校（そのままC小の校舎）に、5～6年生はA小学校に、通学させることは現行制度下においても可能である。

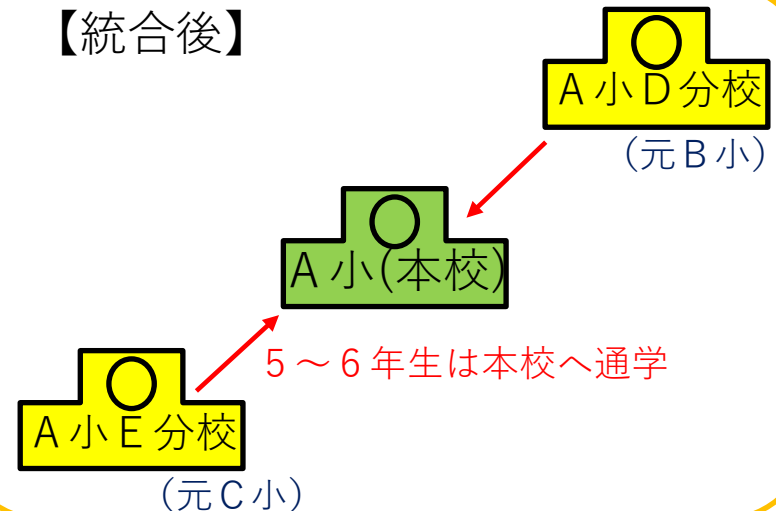
【統合前】



統合

3小学校を
1小学校2分校に

【統合後】



○学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。

第42条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、五学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。



令和6年度学校魅力化フォーラム



文部科学省

開催概要

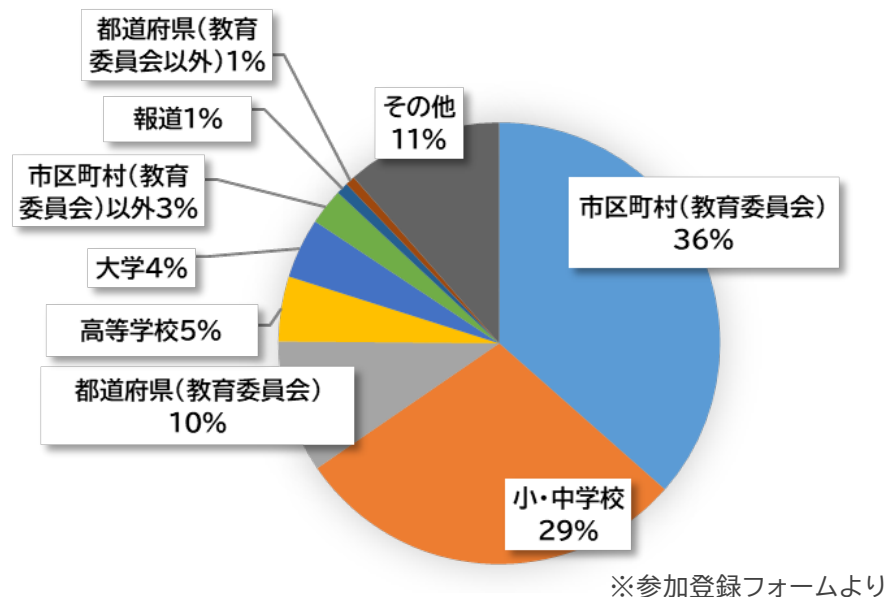
開催目的

少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育の推進のため、公立小・中学校の統廃合や小規模校を存続させた場合の教育活動の先進的な取組を発信する。

日時・場所等

- 令和6年8月8日(木)14:00～16:30
- ZoomによるWeb会議・YouTubeライブによる同時配信
- 参加登録者数:約800人

参加者の内訳



フォーラム概要

行政説明や事例発表の資料や動画は、
文部科学省ホームページで開いています。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tekisei/1411020_00012.htm



【行政説明】

1. 公立小・中学校の状況
2. 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方
3. 学校教育を取り巻く状況
4. 持続的で魅力ある学校教育のための取組

【事例説明】

・「学校の適正規模・適正配置及びより良い教育環境の実現に向けた部局横断的な検討体制による学校施設に係る計画策定事例に関する調査報告」
(ファインコラボレート研究所)

【事例発表】

- ・「『南砺 令和の教育改革』—主体的・創造的な学校を支える—」
(富山県南砺市教育委員会)
- ・「保護者や地域が自ら考える子供たちにとってのより良い学びの場」
(鹿児島県志布志市教育委員会)
- ・「自然に魅力が高まる教育環境 —境界を越える学校づくり—」
(秋田県五城目町教育委員会)
- ・「公共施設等総合管理計画改定に係る首長及び教育委員会の連携等」
(神奈川県海老名市)
- ・「人口減少社会と情報化・国際化への対応に焦点をあてた遠隔教育」
(熊本県高森町教育委員会)



令和6年度 学校魅力化フォーラム

自然と魅力が高まる教育環境
境界を越える学校づくり

秋田県五城目町教育委員会 森田和孝



令和6年度 学校魅力化フォーラム資料
人口減少社会と情報化・国際化への対応に焦点をあてた遠隔教育



熊本県高森町教育委員会事務局
審議員兼教育CIO補佐官 石井佑介



学校魅力フォーラム参加者の声① ※参加者アンケートより



文部科学省

ファインコラボレート研究所

学校の適正規模・適正配置及びより良い教育環境の実現に向けた部局横断的な検討体制による学校施設に係る計画策定事例に関する調査報告

事例概要

全国の公立学校施設の延床面積の約4割が、築40年以上の建物でかつ改修を要する状況であるなど、全国的に教育面・安全面での老朽化対策が急務となっています。

限られた予算の中で、教育ビジョン(教育方針)を基に、学校をどのように配置し、学校施設をどう整備すべきか、首長部局が教育委員会をはじめ関係部局と調整しながら、学校の適正規模・適正配置の方針や計画を策定していくプロセスについて、具体的な自治体の取組を参考に解説しました。

主な声

- 部局横断的な体制をこれからつくりたいと思っています。総合管理計画、個別施設計画ともに上手く実行できていない本市にとって、危機感を煽られる内容でした。「誰が何をするのか？」首長部局との探り合いのような状態となっている現状をなんとかしないと強くなり感じさせられました。
- 子ども関連施設の複合化は、今後、地方の多くの自治体で求められることだと思います。
- 小規模自治体にはこうした分析的な取組ができないところがあります。とても参考になります。
- 図解により大変わかりやすかった。もう少し時間をかけて説明を聞いてみたかったです。
- 部局横断的な検討体制の必要性について考え、「4つの見直しポイント」が、大変参考になりました。
- 学校とコミュニティ施設の複合化が参考になりました。
- 内容が自治体の部局向けで専門的でしたが、課題となっている部分についてよく分かりました。
- 改めてじっくりと調査報告書を拝読したいと思います。
- 環境の整え方やコスト面の見直しなど、行政が担っている方策を知ることができました。
- 庁内連携の必要性は感じているので、調査書も確認したいと思います。

1 富山県南砺市

『南砺 令和の教育改革』
—主体的・創造的な学校を支える—

事例概要

小規模校の特性を踏まえ、主体的な先生・創造的な学校組織を育てないといふ主体的な子供は育たないと考え、過疎化が進む南砺市において、主体的・創造的な学校経営が促されるよう、教育委員会主導で令和2年度から様々な教育改革を行っています。

キーワードは「当たり前の見直し」と「均一からの脱却」。当日は教科担任制や部活動の地域移行等、「南砺令和の教育改革」の具体について紹介しました。

主な声

- 時間割や特任校設置など、こうあるべきという思い込みを取っ払った転換がすごいと思います。自市はどうかという現状の分析と可能性の把握が的確で、スピード感のある取組みだと思います。学校が子どもたちのためにあるという本質が感じられました。
- チーム担任制や夏休みの取り方などを含む学校を支える4つのポイントが大変参考になりました。私たちの地域でも、今課題となっている点についての発表であったため興味深く聞かせていただきました。
- 授業時間数の変更等、柔軟に対応することで、働き方改革だけでなく、生徒の学びの充実につながるがよく分かりました。
- 大変参考になりました。チーム担任制や小中一貫校の特色ある教育過程等は、本県の研究に生かせそうです。
- 教育長さんの熱い思いが子どもたちへの良い教育へとつながっていると感じました。常識を疑うこと、均一ではなくそれぞれの事情や状況により各学校に合ったやり方をさせているところが非常に面白かったです。
- 松本教育長の『『やらなくてはならないことは』『変えてもよいことは』という視点で整理をする』という言葉、「現状の環境を生かして、人間性あふれるあったかい子どもを育てよう」という南砺市の姿勢、義務教育学校における具体的な実践例が、心に残りました。

2 鹿児島県志布志市

保護者や地域が自ら考える
子供たちにとってのより良い学びの場

事例概要

小学校ごとの児童数の減少を自作の動画等で見える化し、保護者アンケートを実施しました。その結果を学校運営協議会等で説明し、地域や保護者の方に、子供たちにとってのより良い学びの場となる学校の在り方について、自分事として考えていただいております。

今後、更なる児童生徒の減少が予想される中で、学校と保護者・地域で協働し、学校の在り方について考える取組について紹介しました。

主な声

- 児童数減に対して早めに先手を打って地域保護者の意向を踏まえながら学校のあり方を共に考える施策が素晴らしいと思いました。
- 市民との合意形成、当事者意識を持たせることの重要性を改めて感じました。
- 保護者や地域が主体となって子どもたちのより良い学びの場を考えられるように働きかけられている点が素晴らしいと感じました。保護者や地域に自分事として考えてもらうためには、児童生徒数の変化などの数字をもって説明することが有効であると思います。
- 地域住民との丁寧な対話、地域への深い理解、正確なデータの提示、何より地域の子供たちへの深い想いの大切さが伝わって来ました。
- 本市においても、小規模校がいくつか存在しています。その学校の今後の在り方を地域で考えてもらい、意見を聞くことは、大事だと思います。学校だけでは、いろいろな面で限界がある分、地域の協力は不可欠になります。ただ、子供たちの学びのための協力を以下に考えてもらうか、そして、先生方への負担を以下に考えてもらうかが大切だと感じました。
- 「子供たちにとってよりよい学びの場をつくる」というキー・コンセプトを共有できたことで、協働できる体制の構築につながったことがよく分かりました。



3 秋田県五城目町

自然に魅力が高まる教育環境 —境界を越える学校づくり—

事例概要

町で唯一の小学校となった五城目小学校の改築に際し、地域にととの学校をみんなで考える取組「スクールトーク」を行いました。地域、住民との共創が学校だけでなく教育環境そのものを豊かにいくと、今もなお、相互に緩やかな変化をもたらし続けることとなっています。

また、みんなの学校、教育留学など住民の想いが事業化された事例を学校の魅力化という観点から紹介しました。

主な声

- 「みんなの学校」は、大変に素晴らしい実践でとても興味が湧きました。
- 境界を越えての学びは、まさにこれからの未来を担う子供たちに必要なことだと感じました。大人も子供も学び、より良い社会を共に作っていきける可能性を感じました。
- 学校だけでなく社会教育との共創は、これまで知る機会がなかったので改めて多様な方法があると考えさせられました。
- 施設の複合化や教育留学の取組など、新校舎の施設・設備のすばらしさとともに印象的でした。
- 準備段階で十分にアイデアを吸い上げているためか、取り組みに無理がなく、とても自然体に感じました。
- 地域の方たちの関わり方、意見交流で生まれたコミュニティの生かし方が素晴らしいかったです。
- 地域の外の学校と地域の中の学校との交流のハブ的な拠点として、学校が機能するのはとても興味深く、学校というモノのイメージと地域の内外のイメージが交わる場所として、機能しており、規模の適正化や統廃合を学びの場のチャンスと捉えているのが面白いです。
- 区域外就学制度の下、住民票のない子供も小学校に通える教育留学を担保する地域の中で子供を育てる地域の教育力に感心しました。

4 神奈川県海老名市

公共施設等総合管理計画改定に係る 首長及び教育委員会の連携等

事例概要

海老名市では、今後20年間で市全体の児童生徒数が13%減少し、市全体の人口も令和20年を境に減少に転じていく見込みの中で、公共施設総量の約50%を占める学校教育施設を含めた市全体の公共施設の今後のあり方及び財政収支について再検討してきました。

計画の改定において、営繕課が主軸となり、教育委員会を含めた庁内各課との調整経過や課題等について紹介しました。

主な声

- 公共施設の計画やマネジメントについて、組織的に取り組むことの大切さが分かりました。
- 首長及び教育委員会の連携は参考になりました。
- 自治体内での具体的な連携の方法や課題について知ることができ、とてもよかったです。
- 義務教育学校校舎建築の構想や設計等をめぐって、発表にあった首長部局と教育委員会をまとめた部局横断的組織の構成等、たいへん参考になりました。
- 人口の今後の動向に注視した学校づくりが進められていることが参考になりました。
- 行政が公共施設などを再編していく計画を立てていましたが、最終的には「合意形成」がなければ実行できないということに大変共感しました。
- ファインコラボレート研究所のプレゼンにもあったが、行政側の関係部署が並列に機能的運用が出来ている様で素晴らしいと思えました。
- 公共施設等総合管理計画における学校の位置づけを知ることができました。
- 営繕部局に施設管理・修繕業務まですべて一元化する取組に感銘を受けました。
- 行政が1チームとして機能していると感じました。
- 行政側で多くの勉強会が開かれたと説明にありました。その辺のご苦労も聞きたいです。

5 熊本県高森町

人口減少社会と情報化・国際化への 対応に焦点をあてた遠隔教育

事例概要

現代社会が直面する人口減少社会と情報化・国際化への対応に焦点をあて、平成24年3月に「高森町新教育プラン」を策定し、教育改革に着手しています。

平成27年度から6年間、文部科学省指定事業を受けて遠隔教育の研究・実践を積み重ねてきました。現在も継続して特色ある遠隔教育の実践・研究が行われておりますので、遠隔教育のポイントや本町の特色ある取組について伝えました。

主な声

- 小さな規模だからこそできる教育を最大限に実現しているところ、また、DXにはついていけないという先生や自治体も多い中、早いうちから積極的に取り組み、成果を上げているところが素晴らしいです。
- ICTによる可能性が無限に広がっていることを感じました。また、学校単体ではなく自治体全体としての取組になっていることも参考になりました。英語の個別学習が興味深く、海外とのオンラインなどもできるようになっていくのかと考えると、グローバルな視野に触れる機会をこの年齢で得ることに胸が躍るようでした。
- かねてより教育DX化について先進的な取組を進めている具体的な事例を伺い、大変参考になりました。
- 本市にも離島に所在する小中学校があるため遠隔教育のプレゼンが参考になりました。
- 教育委員会の施策として、学校の創意工夫の実践としても、自分の地域、学校でもできることがたくさん含まれており、大変に勉強になりました。遠隔授業について、本校のような離島にあっては、効果的な学びとなる可能性を知ることができました。
- 小規模校でも、デメリットと思われる内容をプラスにできる取組であり、子供にとってよりよい教育をどう構築していくのかを考える上で参考になりました。



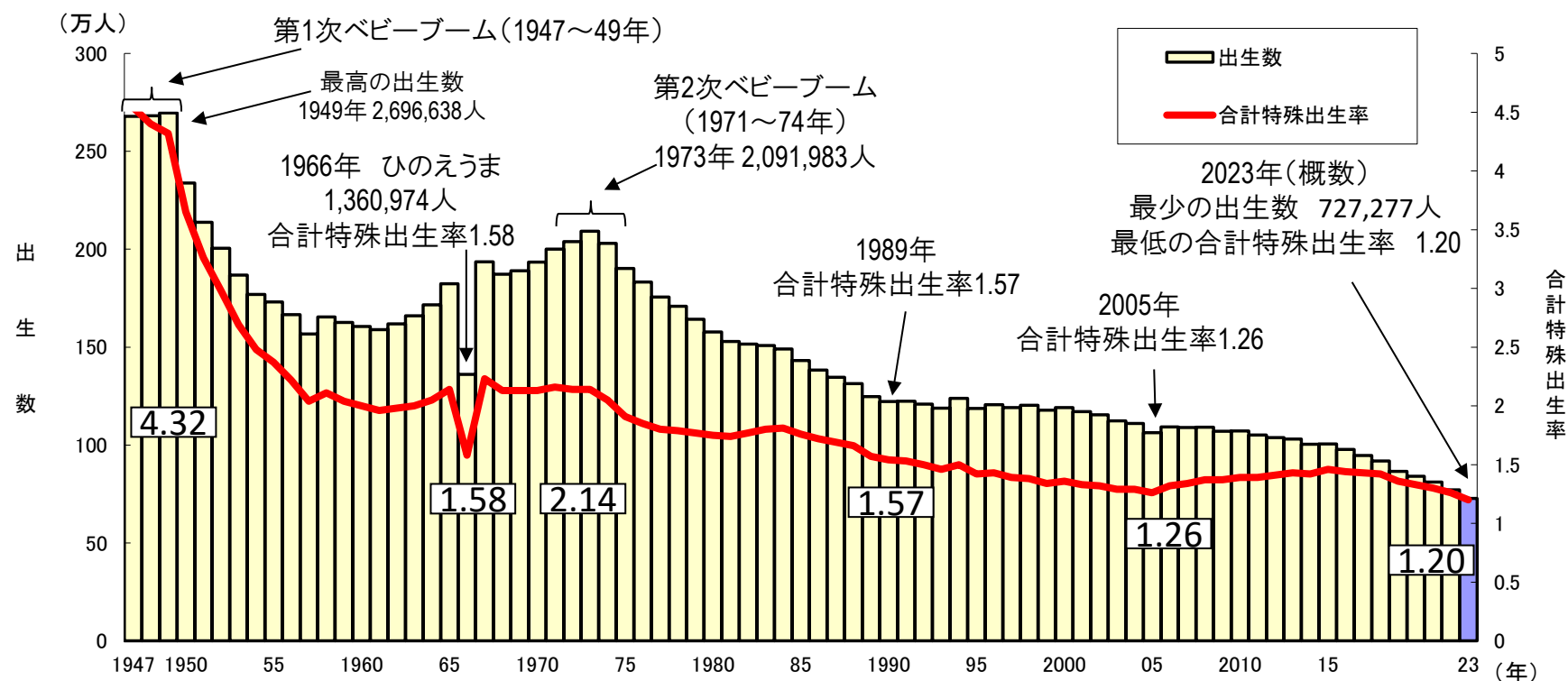
3. 学校教育を取り巻く状況



出生数と合計特殊出生率の推移

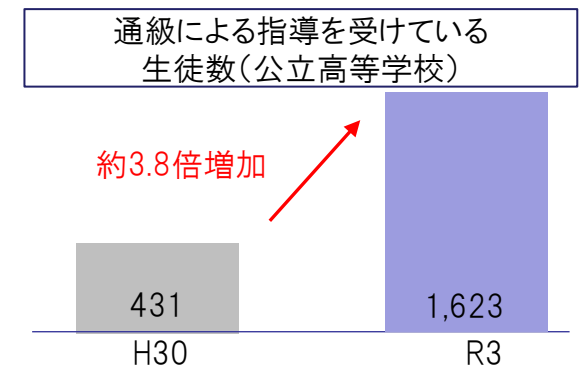
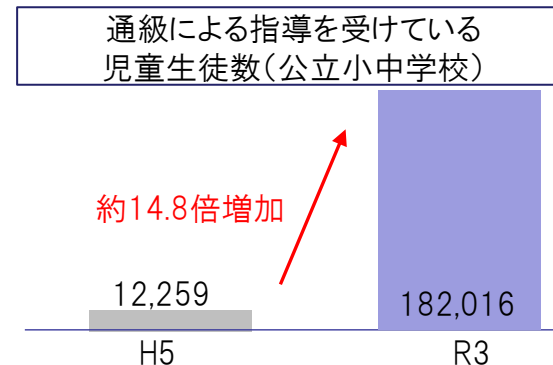
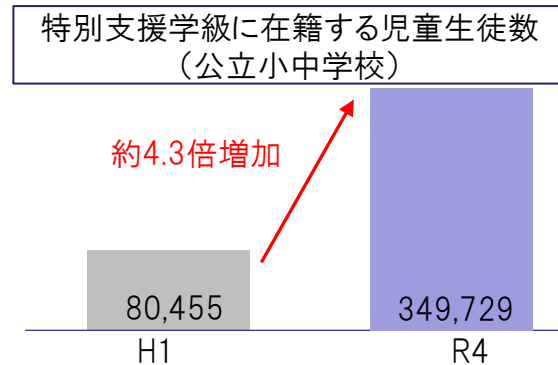
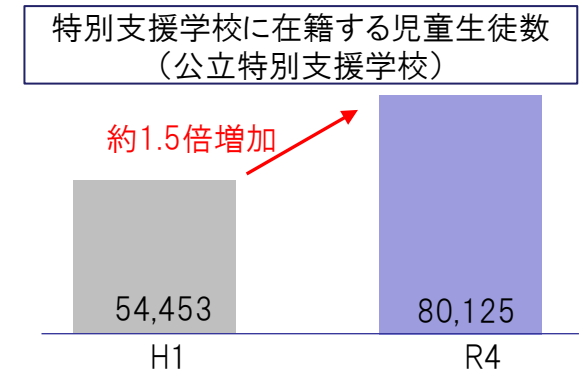
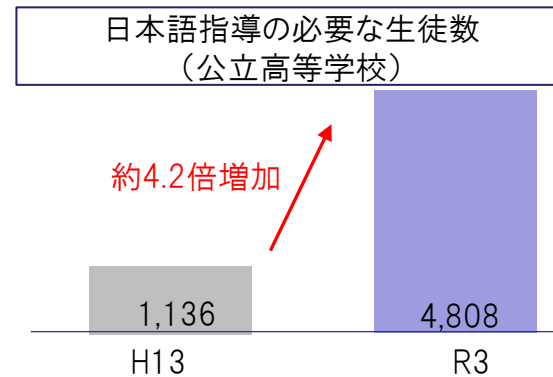
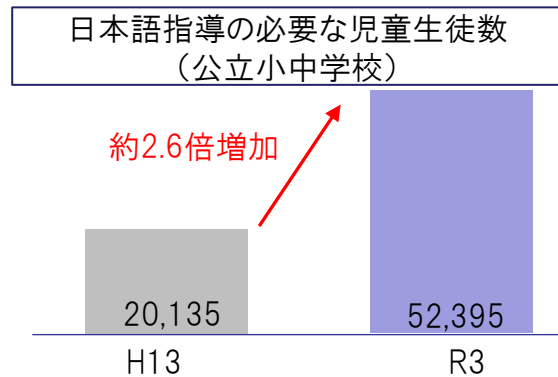
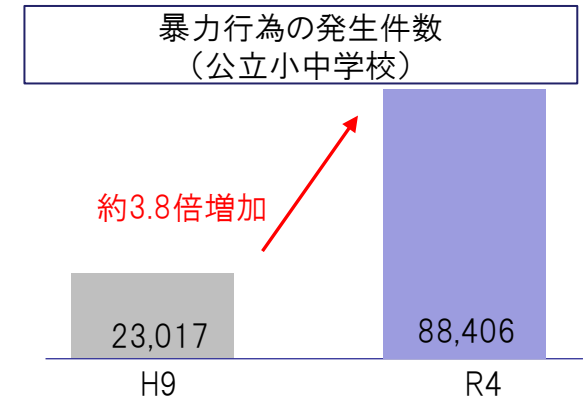
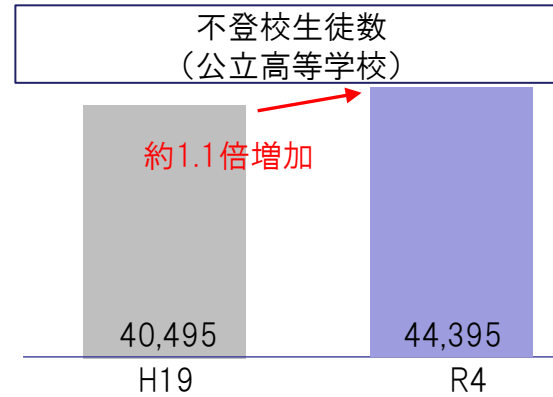
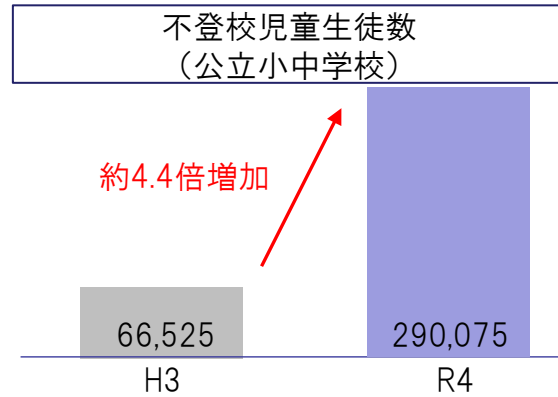
- ◆ 2023年(概数)の出生数は、**72万7,277人**で過去最少（8年連続減少） ※対前年 43,482 人減少
- ◆ 合計特殊出生率は、**1.20**で過去最低（8年連続低下） ※対前年 0.06 ポイント低下

年	1949年		1973年		1989年		2005年		2022年	2023年 (概数)
出生数	269万 6,638人	...	209万 1,983人	...	124万6,802 人	...	106万 2,530人	...	77万759 人	72万 7,277人 (対前年▲43,482 ▲5.6%) ※日本における外国人の出生 等を含む「速報」と、外国人 を含まない「概数」がある
合計特殊 出生率	4.32		2.14		1.57		1.26		1.26	1.20



資料：厚生労働省「人口動態統計」※2023年の値は「概数」（2023年以外は確定値）

学校が抱える様々な教育課題の状況



(出典) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査、学校基本調査、通級による指導実施状況調査結果、

教室の中にある多様性

「総合科学技術・イノベーション会議 Society5.0
の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッ
ケージ バックデータ集」をもとに一部データを更
新

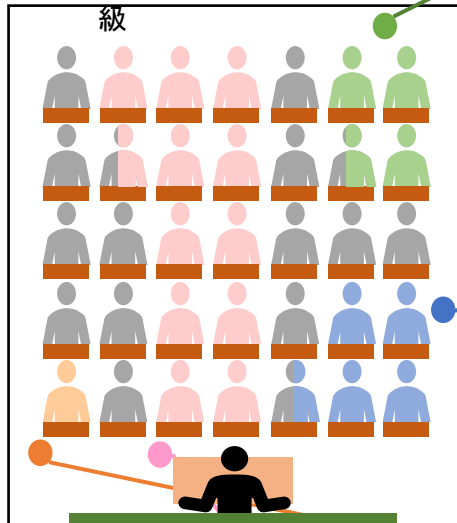
学習面又は行動面で著しい困難を示す子供

※1

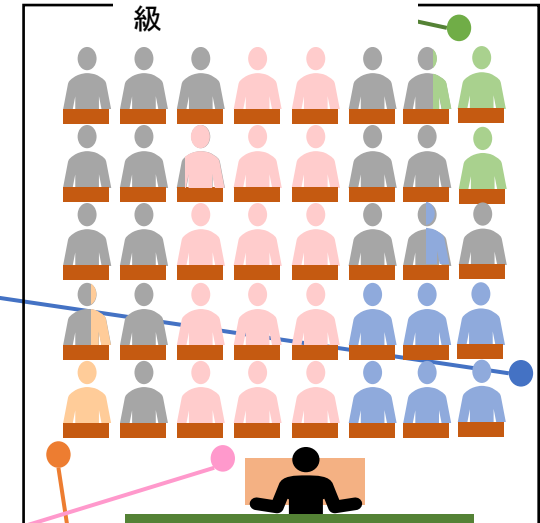
小学校
3.6人
(10.4%)

中学校
2.2人
(5.6%)

小学校 35人学
級



中学校 40人学
級



不登校 ※2の子供

小学校
0.6人
(1.7%)

中学校
2.4人
(6.0%)

不登校傾向 ※3の子供

小学校
4.1人
(11.8%)

中学校
4.1人
(10.2%)

家にある本が少ない子供 ※4

小学校
11.6人
(33.1%)

中学校
13.9人
(34.8%)

家で日本語をあまり話さない子供 ※5

小学校
1.0人
(2.9%)

中学校
1.3人
(3.2%)

※1 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果 令和4年12月(文部科学省)

※2 令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

※3 不登校傾向にある子どもの実態調査(日本財団)

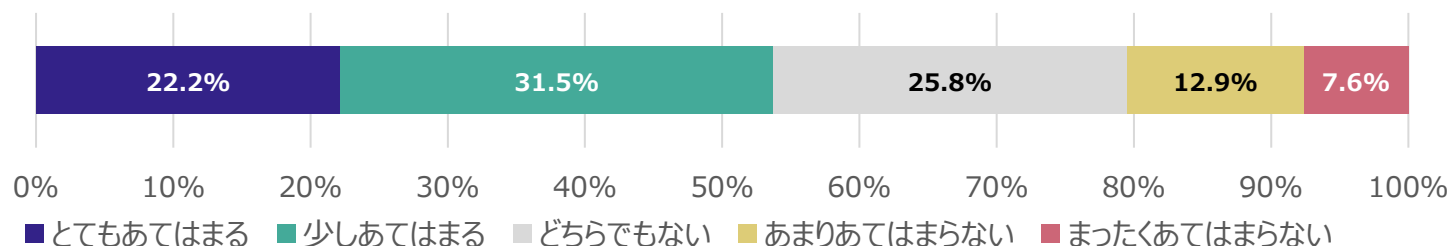
※4 令和5年度 全国学力・学習状況調査 児童質問紙、生徒質問紙(あなたの家には、およそどれくらい本がありますか。)において、「0~10冊」又は「11~25冊」と答えた割合

※5 令和3年度 全国学力・学習状況調査 児童質問紙、生徒質問紙(あなたは、家でどれくらい日本語を話しますか。)において、「全く話さない」又は「ときどき話す」と答えた割合

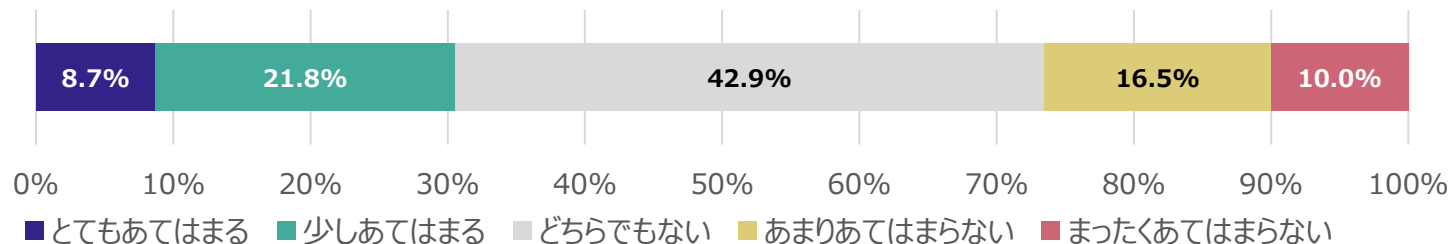
学校で過ごす中で思うこと・学校で受けている授業に関して思うこと

- ✓ 7割以上の児童生徒が、学校に通うのは楽しいと感じている。
- ✓ 授業の内容が難しすぎと感じている児童生徒は約3割であり、授業の内容が簡単すぎと感じている児童生徒は約15%程度である。

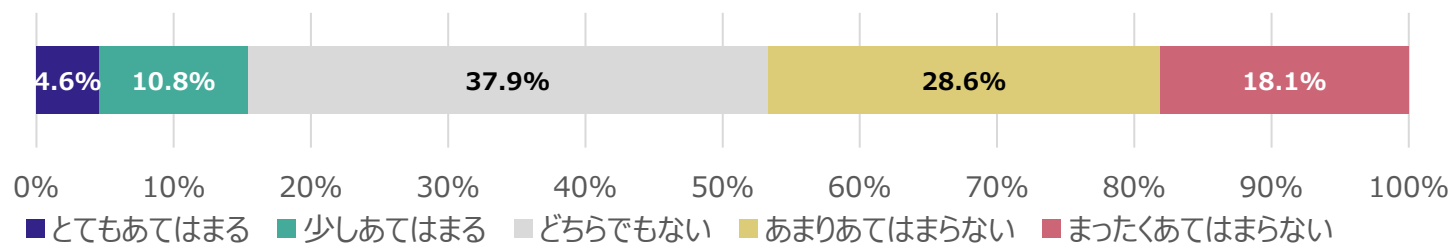
学校で勉強することは楽しい



授業の内容が難しすぎると思う



授業の内容が簡単すぎると思う



国策としてのGIGAスクール構想の更なる推進

① これまでの 成果

●世界に先駆け、わずか1～2年で整備完了

- ✓ICT機器を「ほぼ毎日」「週3回以上」活用する学校は9割を超え、その割合は年々上昇。
- ✓1人1台端末、無線LAN環境等のデジタル学習基盤が整い、端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムに。



●学力調査等にも効果

- ✓全国学力・学習状況調査において、ICT機器を活用し、主体的・対話的で深い学びに取り組むほど、平均正答率が高い結果。
- ✓約9割の児童生徒が、「友達と考えを共有したり比べたりしやすくなる」などのICT機器活用の効力感を実感。
- ✓ICT機器の効力感に肯定的に回答した児童生徒ほど、挑戦心・自己有用感・幸福感等に関して肯定的に回答。また、その傾向は、特に低SES（社会経済的背景）グループにおいて見られる。
- ✓コンピュータ活用型調査（CBT）であるPISA2022において、日本は世界トップレベル。



●誰一人取り残されない学びの保障

- ✓該当者のいる約7割の学校で、授業配信を含め、ICT機器を活用した不登校児童生徒の学習活動等の支援を実施。
- ✓同様に、8割以上の学校で、特別な支援を要する児童生徒に対する学習活動等の支援を実施。



●単なる教育施策ではなく、我が国の重要施策のインフラ

- ✓デジタル人材育成の基盤（端末を活用してプログラミングを学んだ子どもの増加、また、今後のAI戦略にとっても重要）。



●地域・学校間で大きな活用格差

- ✓活用率の自治体間格差（約7割～ほぼ100%）や授業での活用方法に学校間格差があり、早急な是正が必要。



●端末更新、学校のICT環境（ネットワーク）の改善

- ✓端末については、R5補正予算でR7年度までの更新に必要な経費を確保。一方、各自治体において適切かつ計画的な更新が行われる必要。
- ✓ネットワークについては、速度が不十分な学校が存在しており、改善が急務（GIGA端末はクラウドの活用を前提としており、ネットワーク環境がないと十分に活用できない）。



●校務DXの推進

- ✓校務支援システムが自前サーバに構築され、校務処理の多くが職員室に限定。また、ネットワークが分離され、学習系データと校務系データの連携が困難。校務システムのクラウド化及び校務系・学習系ネットワークの統合等による更なる校務DXが必要。



③ 今後の方向性（教育DXの更なる進化）

- 共同調達スキームの下での**着実な端末更新**。
- ネットワークアセスメントの徹底・その結果を踏まえた**通信ネットワークの着実な改善**。
- 地域間活用格差の解消に向けた好事例の創出やICT運用支援を含む**伴走支援の強化**。
- クラウド環境の活用等による**校務DXを加速**。



一人一台端末の授業での活用事例



【指示】**あなた**が苦手なところから再生して練習しなさい



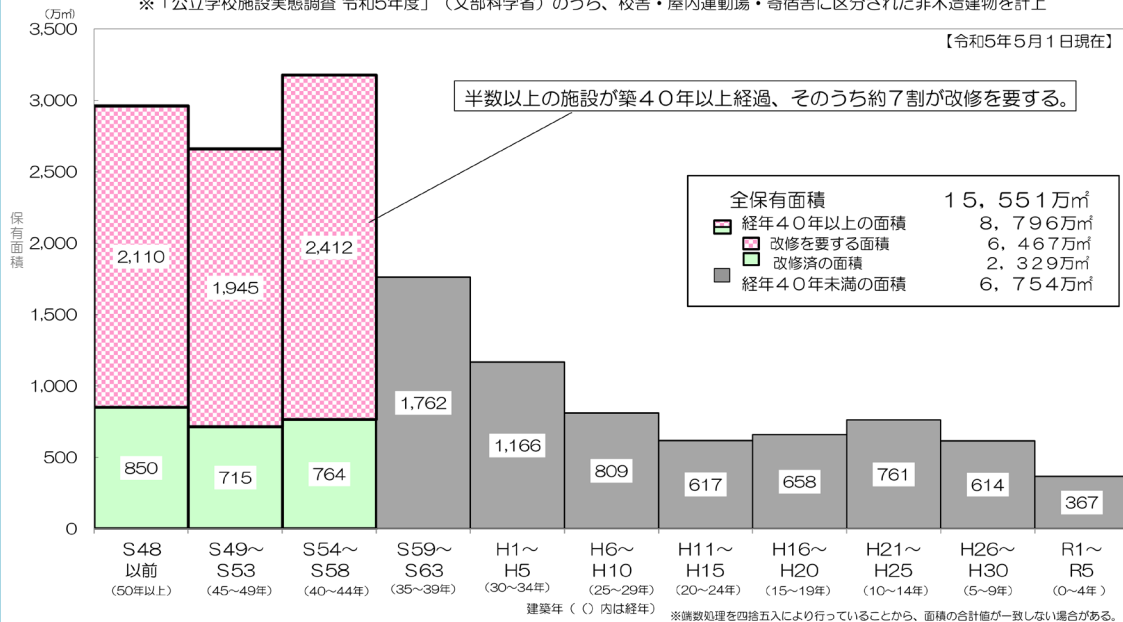
練習を録画し、プロの動画と比較

公立学校施設を取り巻く状況

公立小中学校の経年別保有面積＜全国＞

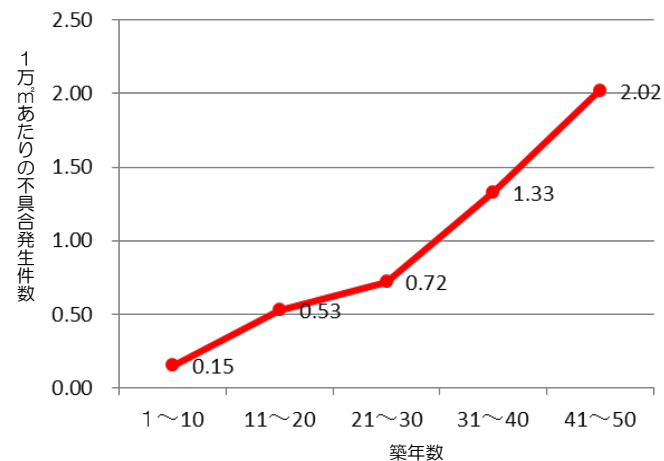
※「公立学校施設実態調査 令和5年度」（文部科学省）のうち、校舎・屋内運動場・寄宿舎に区分された非木造建築物を計上

【令和5年5月1日現在】



＜築年数と安全面の不具合発生率＞

抽出調査（調査対象47市町村が設置する公立小中学校3,535校）。グラフは外部・内部・設備改修を行ったものを除いた保有施設面積と安全面の不具合等の発生状況を示すもの。（文部科学省調査）



劣化による配管破損



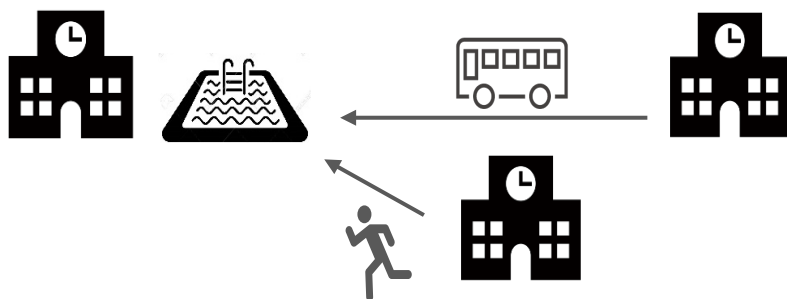
老朽化により手すりが落下

学校プールの集約化・共同利用の動き

学校プールは、老朽化や維持のための負担増によって、各学校において、維持・管理することが難しくなっている。そのため、各地方公共団体の状況に応じて、様々な工夫を行い、水泳機会の創出を行っている。

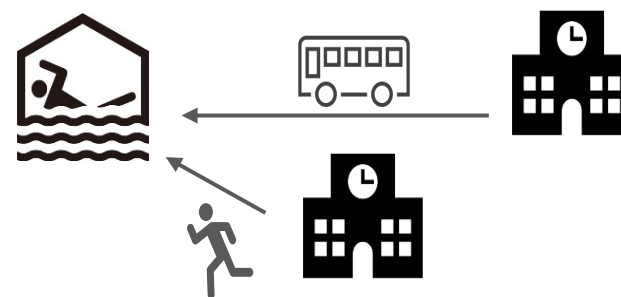
学校プールの共同利用

- ・稼働率を基に必要プールを決定
- ・各学校で保有していたプールを集約化し、**共同利用**



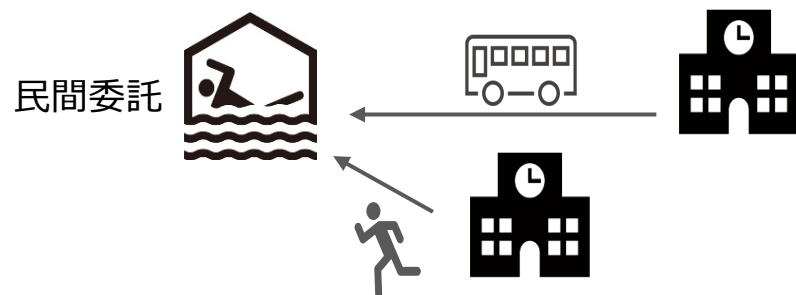
公営プールの共同利用

- ・公営プール（屋内温水）を活用し、**水泳授業の時期平準化**
- ・指定管理の仕様として組み込み実施



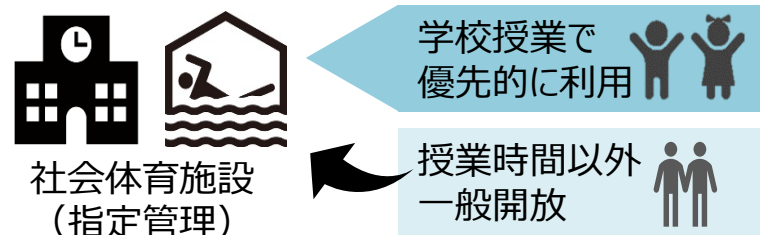
民営プールの共同利用

- ・インストラクターの指導による**水泳指導の質の向上**
- ・**充実した施設**やプール管理の**負担軽減**



学校プールを社会体育施設化

- ・学校に併設プールを社会体育施設とし、**授業以外の時間帯を一般開放し、フル活用**



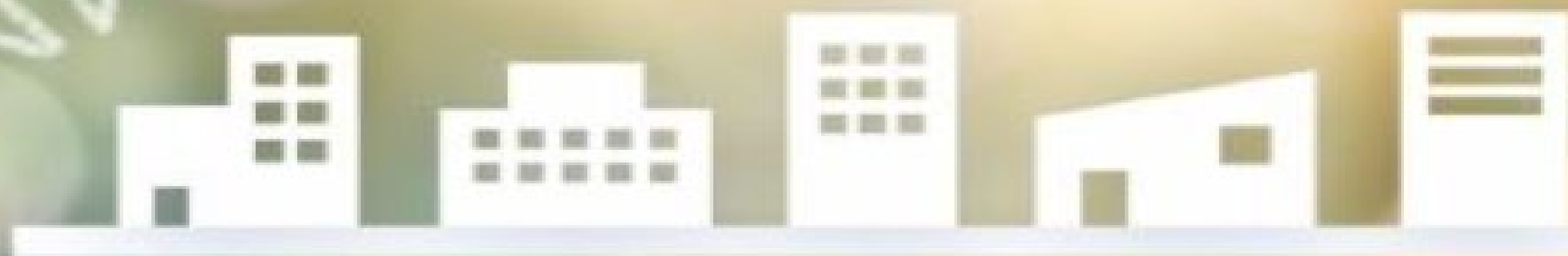
（参考）「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について（依頼）」

（令和6年7月10日 6文科初第885号 文部科学省初等中等教育局長、スポーツ庁次長通知）





4. 持続的で魅力ある 学校教育のための取組



文部科学省としては「より良い教育環境の実現」を支援

統廃合する場合も、小規模校として存続する場合も支援の対象となり得る

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定（平成27年1月）

学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について、地方自治体が検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめ、地方自治体の主体的な取り組みを総合的に支援

当省ウェブサイト「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等」に掲載

<学校統合による魅力ある学校づくり>

● 施設整備への補助

統合に伴う学校施設の新增築（負担割合：原則1/2）や、改修（算定割合：原則1/2）に対して補助

◆公立学校施設整備費

令和6年度補正予算額：207,566百万円の内数

令和7年度当初予算額：68,134百万円の内数

● 教員定数の加配措置

統合前後の一定期間における指導・運営体制の構築を支援

◆義務教育費国庫負担金

令和7年度当初予算額 1兆6,210億円の内数（260人）

● スクールバス等購入費補助

◆へき地児童生徒援助費等補助金

令和6年度予算額：2,071百万円

令和7年度当初予算額：2,054百万円

うち、スクールバス等購入費

令和6年度予算額：616百万円

令和7年度当初予算額：616百万円

● 学校魅力化フォーラムにおける、統合による魅力ある学校づくりの先進事例の発信

<小規模校を存続させる場合の教育活動の充実>

● 小規模校への教員定数の加配措置

◆義務教育費国庫負担金

令和7年度当初予算額 1兆6,210億円の内数（135人）

● 学校魅力化フォーラムにおける、統合困難な地域における教育環境の充実の先進事例の発信

<休校している学校の再開支援>

● スクールバス等購入費補助【再掲】

● 施設の大規模改造・長寿命化改良への補助

◆公立学校施設整備費【再掲】

<地域コミュニティの維持・強化等>

● コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などを通じた学校を核とした地域力強化の推進

◆学校を核とした地域力強化プラン

令和6年度予算額：7,637百万円 令和7年度予算額：7,553百万円

● 義務教育学校を含む小中一貫教育への支援

◆義務教育費国庫負担金

令和7年度当初予算額 1兆6,210億円の内数（601人）

● 廃校の有効活用の推進



(1)学校施設関係

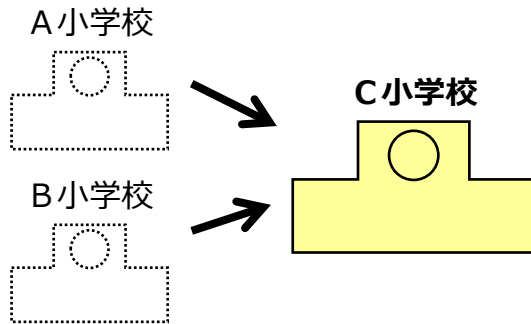


公立学校施設整備の学校統合に係る支援制度

- 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の一部を国が負担（原則 1 / 2）。
- また、学校統廃合に伴って実施する既存建物の改修についても、国庫補助を行っている（原則 1 / 2）。

パターンA

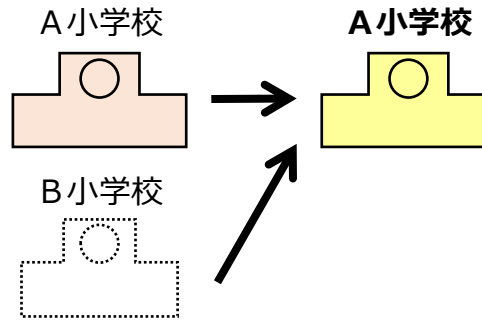
新しい敷地に統合する場合



公立学校施設整備費負担金により、原則 1 / 2 の国庫負担。

パターンB

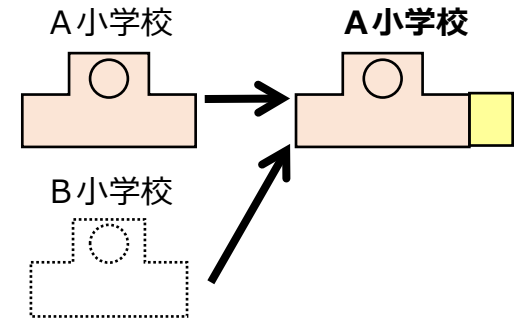
既存のいずれかの学校を統合に伴い改修する場合



既存建物を改修して活用する場合、学校施設環境改善交付金により原則 1 / 2 の国庫補助。

パターンC

既存のいずれかの学校を統合に伴い増築する場合



公立学校施設整備費負担金により、原則 1 / 2 の国庫負担。

※パターンBとパターンCは併用可能。

※パターンCを行う場合において、既存建物（赤色部分）については、老朽化や耐震力不足の要件を満たせば改築の国庫補助を行うことが可能（原則 1 / 3）。

補足

- ・ 学校数の減少を伴わなければ、統合事業の国庫補助対象とならない。
- ・ 学校建物として使用せず取り壊す建物については、施設整備事業と同時期に解体撤去を実施する場合に限り、当該費用も国庫補助対象としている。
- ・ 新增築や既存施設の改修については、一定の要件を満たした場合、統合年度の3年度前から整備することができる。
- ・ まちづくりの計画と一体となって施設整備を行う場合は、国交省都市局所管の都市構造再編集支援事業を活用できる可能性がある。

詳細は右記リンクを参照。【国交省HP：https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html】

学校を中心とした他の公共施設との複合化・共用化について

学校施設の複合化・共用化を行うことにより、施設機能の高機能化・多機能化に伴う児童生徒や地域住民の多様な学習環境の創出、公共施設の有効活用、財政負担の軽減等につながることが期待される。

公立小中学校等の複合化事例数

全国で**11,450校**（約39%）

複合化した公共施設等の種類別件数（延べ数）

文教施設		社会福祉施設		文教施設・社会福祉施設以外の施設	
体育館	843件	放課後児童クラブ	6,870件	地域防災備蓄倉庫	7,475件
公民館	608件	児童館等	170件	給食共同調理場	409件
図書館	75件	保育所	88件	行政機関	55件

（令和4年9月1日時点 文部科学省調べ）

■学校施設と公共施設との複合化のイメージ

他の公共施設（図書館等）との複合化・共用化を図り、多様な「知」を集積する共創空間としていく姿



「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告）」
（令和4年3月）より

個別施設計画を実効性のあるものとするためには、少子化に対応した学校づくりや、学校を中心とした他の公共施設との複合化・共用化について、地域の実情に応じて検討し、その結果を計画に反映させることが重要。

公立学校施設の整備（令和4年度制度改革）

公共施設との複合化・集約化に係る制度改革について

公共施設の中で最も保有面積の割合が高い学校施設は、その整備方針が公共施設全体の整備計画に大きな影響を与えるが、一方で他の公共施設（社会教育施設、子育て支援施設など）と機能面等で多くの共通点もある。

そのため、学校施設を中心に公共施設の複合化・集約化に取り組むことで、公共施設の総面積の削減と施設整備費等のコスト削減が図られることから、当該事業に対して補助率の引上げを行う。

制度改革の概要

<対象事業>

- ・**改築事業（危険、不適格）**：現行 1 / 3 ⇒ **引上げ後 1 / 2**
- ・**長寿命化改良事業（長寿命化）**：現行 1 / 3 ⇒ **引上げ後 1 / 2**

<対象施設>

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園の校舎・園舎、体育館

<補助要件>

- ・複合化等の相手方となる公共施設（既存建物）の**延床面積が10%以上削減**されること。
※複数の公共施設が対象になる場合、総面積で10%以上削減されること。
- ・複合化等の相手方は、**学校以外の公共施設**（社会教育施設、子育て支援施設 等）とする。

<複合化・集約化の対象となる公共施設の例>

		施設例
文教施設	社会教育施設	図書館、公民館、博物館
	社会体育施設	プール、体育館
文教施設以外	児童福祉施設	保育所、児童館
	高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム
	その他	障害者支援施設、行政機関

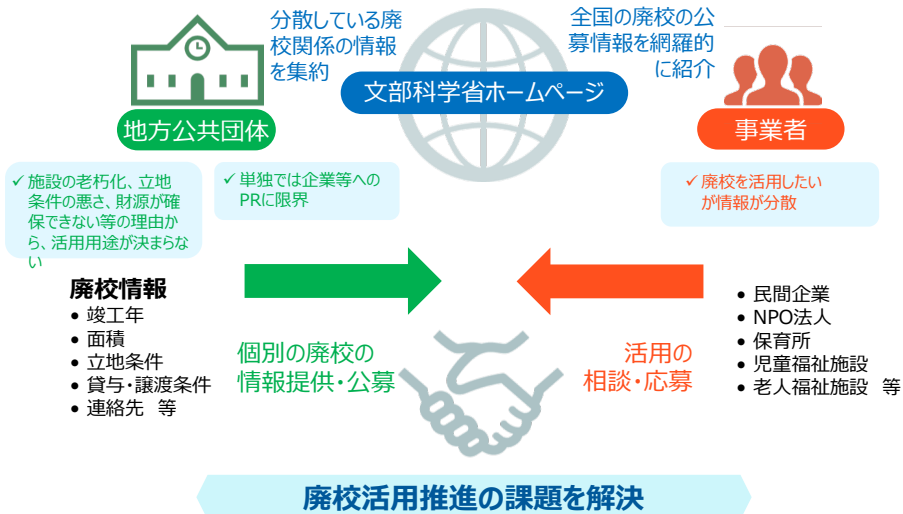
※幼稚園型認定こども園との複合化・集約化は算定割合引上げの対象外とする。

※上記のほか、判断が困難な場合は文部科学省に相談すること。

みんなの廃校プロジェクト

文部科学省では、廃校活用推進のため、全国各地の優れた活用事例の紹介や、活用用途を募集している廃校施設情報の公表等を通じて、廃校を「**使ってほしい**」地方公共団体と、廃校を「**使いたい**」事業者等への情報発信・マッチングを行っています。

マッチング・情報提供



取組①

特徴的な廃校活用事例を知り・学べ、地方公共団体から活用を希望する廃校のPRを行うイベントを開催

令和6年度開催実績

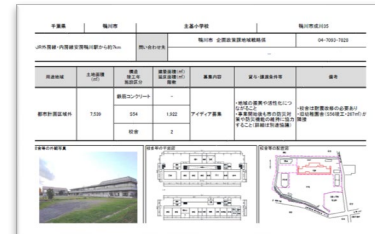
- 日時：令和6年10月2日（水）東京会場/同時オンライン配信
- 行政説明
- 事例発表：茨城県城里町 × (株)フットボールクラブ水戸ホーリーホック、山梨県身延町 × サイトテック(株)、宮城県白石市
- マッチングタイム(現地)：廃校を使ってほしい自治体がブース出展し、参加者同士で情報交換
- PR動画配信(オンライン)：ブース出展している施設の概要やアピールポイント等についての動画配信



文部科学省ホームページにおいて、地方公共団体から掲載希望のあった活用用途を募集している廃校施設を公表

主な掲載情報

- 学校名
- 住所・アクセス
- 面積
- 建物構造、竣工年
- 募集内容、条件
- 写真、平面図
- 問い合わせ先




取組②

廃校活用に至った経緯や改修コスト等の情報を含む廃校活用事例集を作成、文部科学省ホームページにおいて公表

活用事例集



取組③

廃校活用に利用可能な各省庁の支援制度をとりまとめ、文部科学省ホームページにおいて公表

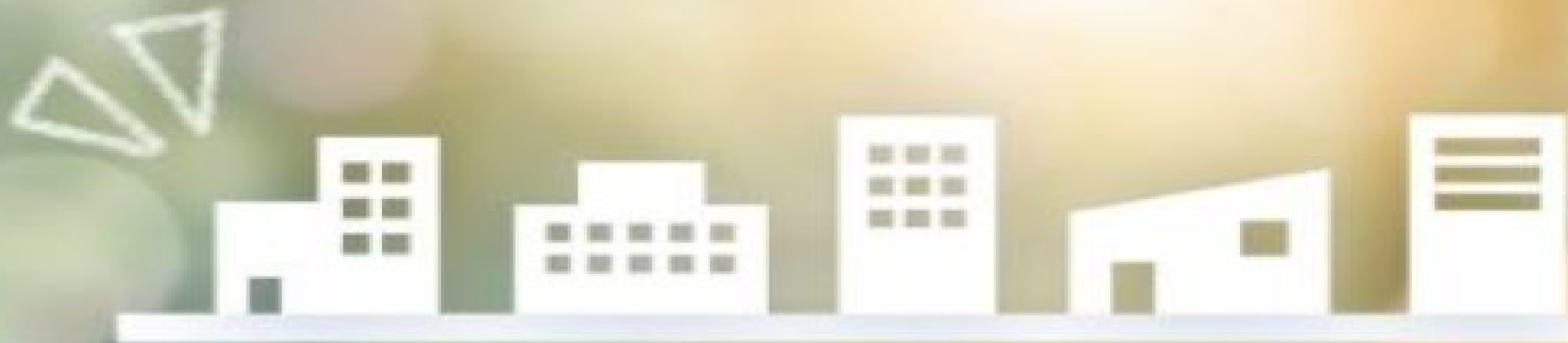
利用可能な支援制度の一例（詳細は文部科学省ホームページを参照）

対象となる転用施設等	事業名	ホームページのURL	所管官庁
地域スポーツ施設	スポーツ振興(助成) (地域スポーツ施設整備助成)	https://www.jpnspport.go.jp/sinko/josei/tabid/78/Default.aspx	スポーツ庁
地域間交流・地域振興を図るための生産加工施設、農林漁業等体験施設、地域芸術・文化体験施設等 (過疎市町村等が実施する過疎地域の廃校舎の遊休施設を改修する費用が対象)	過疎地域持続的発展支援交付金 (過疎地域遊休施設再整備事業)	-	総務省
農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組に必要な施設	①農山村振興交付金（農山村振興イノベーション対策のうち農山村振興イノベーション整備事業（農泊推進型）） ②農山村振興交付金（農山村振興イノベーション対策のうち農山村振興イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型））	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku_top.html https://www.maff.go.jp/j/kasseika/seibi/seibi.html	農林水産省
交流施設等の公共施設	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策（木造公共建築物等の整備）	http://www.rinya.maff.go.jp/j/kaiaku/kouzoukaizen/koufukin.html	林野庁
まちづくりに必要な地域交流センターや観光交流センター等の施設	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html	国土交通省
「地方版創生総合戦略」に位置づけられ、地域再生法に基づく地域再生計画に認定された地方公共団体の自主的・主体的で、先進的な取組	デジタル田園都市国家構想交付金	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html	内閣府





(2)教職員加配關係等



少子化に対応した活力ある学校教育への支援策(教職員加配(R7予算額))

①義務教育学校を含む小中一貫教育への支援 (R2創設) 601人

・少人数学校における児童生徒が切磋琢磨し協働する環境整備や中学校教師による小学校高学年における専科指導の推進の観点を踏まえ、小学校高学年において専科指導等に積極的に取り組む複数の学校を支援。

※加配要件

- ① 教育委員会規則や教育委員会が定める要綱等において、2以上の小学校及び1以上の中学校を含む学校群で運営を行うこととしていること。
 - ② 要綱等においては、小学校高学年における専科指導を含む義務教育9年間を通じた教育活動を一体的に行うことが明記されていること。
- ・中学校教員が隣接する小学校において、専科指導を行う学校を支援。

②統合加配 (H26創設) 260人

統合前後の一定期間における指導・運営体制の構築のために活用することが可能な加配定数を措置。

③小規模校への教員定数の加配 (H27創設) 135人

複式学級が置かれるような小規模な学校において、実質的に複式学級を解消するために活用することが可能な加配定数を措置。

1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

2. 補助内容

(1) スクールバス等購入費

6億円(6億円)

へき地学校、学校統廃合及び過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費

10億円(11億円)

①学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助
(補助期間：5年間)

②激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中高等学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助(補助期間：5年間)

(3) 離島高校生修学支援事業

2億円(2億円)

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

(4) その他

2億円(2億円)

寄宿舍居住費、高度へき地修学旅行費(3～5級地)、学校間移動費、保健管理費

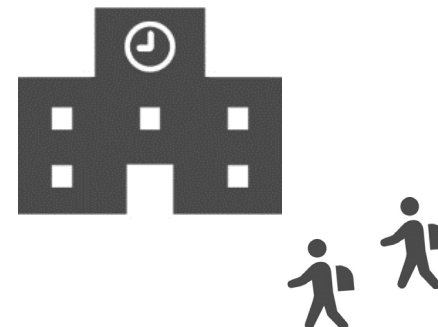
3. 実施主体

都道府県、市町村

4. 補助率

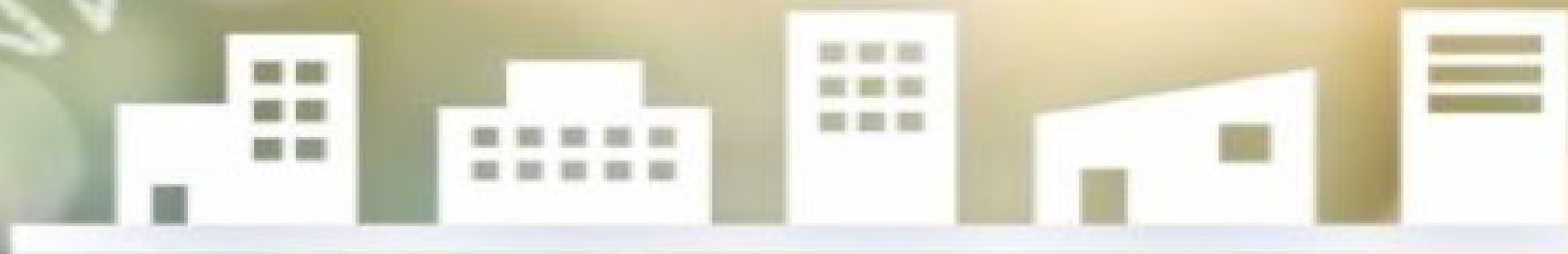
1/2

(高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2/3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1/3)





(3)小中一貫教育關係



小中一貫教育が求められる背景・理由

<検討の経緯>

- 平成26年 7月 教育再生実行会議 第五次提言 『今後の学制等の在り方について』
- 12月 中央教育審議会答申
『子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について』
- 平成28年 4月 学校教育法等の一部を改正する法律の施行

背景

- ① 義務教育の目的・目標規定 の新設
- ② 小学校への英語教育の導入や中学校の授業時間数の増加など、近年の 教育内容の量的・質的充実 への対応
- ③ 小学校高学年段階における児童の 身体的発達の早期化 等に関わる現象
- ④ 中学校進学時の不登校、いじめ等の急増など、中1ギャップへの対応
- ⑤ 少子化等に伴う 学校の社会性育成機能の強化 の必要性

小中一貫教育制度、学校数の推移

小中連携教育

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

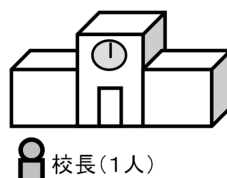
小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的教育を目指す教育

①義務教育学校

・新たな学校種（一つの学校）

⇒一人の校長、
一つの教職員組織

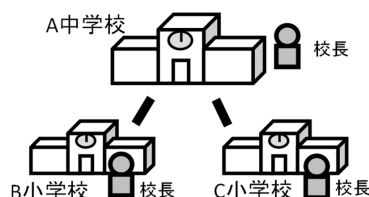
修業年限：9年
（前期課程6年+後期課程3年）



小中一貫型小学校・中学校

・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

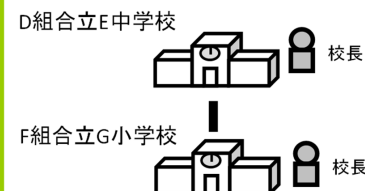
②併設型小学校・中学校 （同一の設置者）



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件

例・総合調整を担う校長を定める
・学校運営協議会の合同設置
・校長等を併任

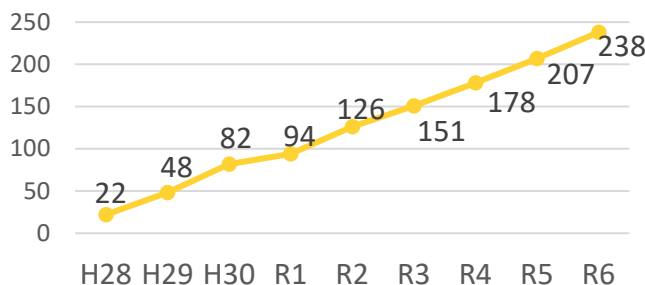
③連携型小学校・中学校 （異なる設置者）



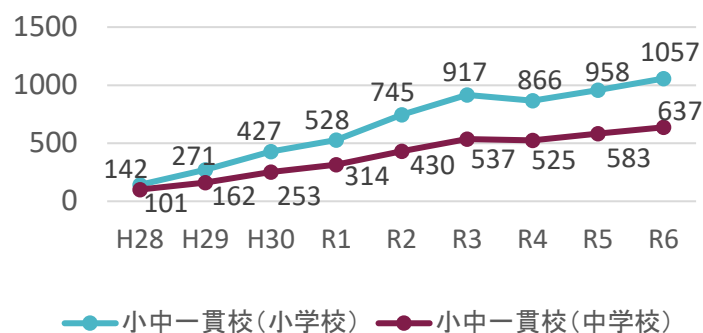
※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。

学校数(校) 義務教育学校数



学校数(校) 小中一貫校(小学校・中学校)数



学校基本調査(文部科学省)をもとに
教育制度改革室にて作成

※いずれも国立、私立を含む
※令和3年度の小中一貫校(小学校・中学校)数については、学校基本調査において、一部都道府県で登録した数に誤りがあったため、改めて該当都道府県に確認の上、作成している。

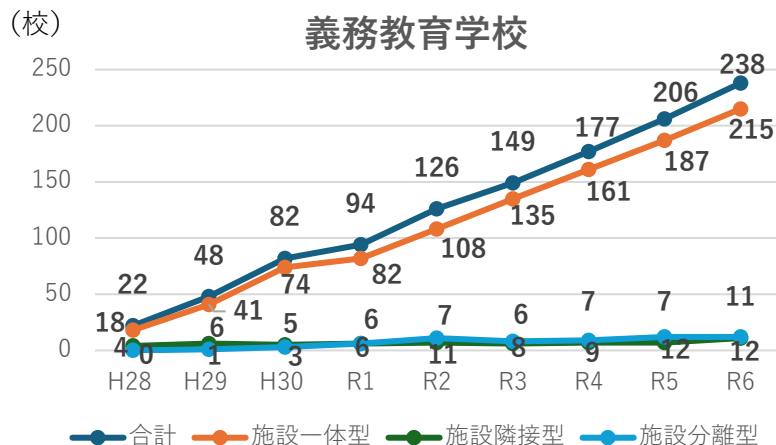
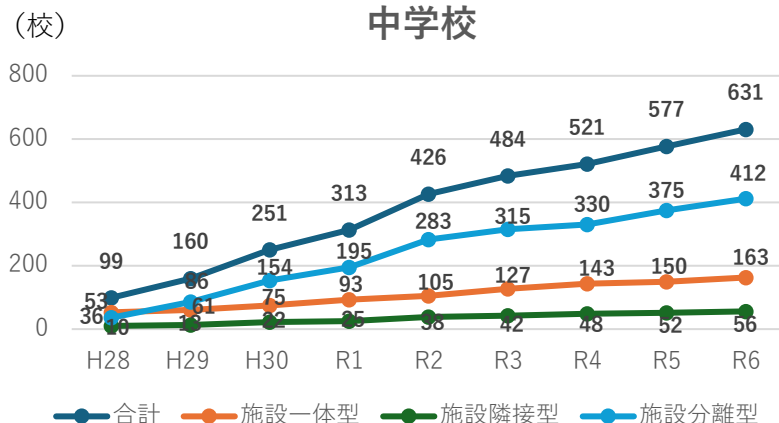
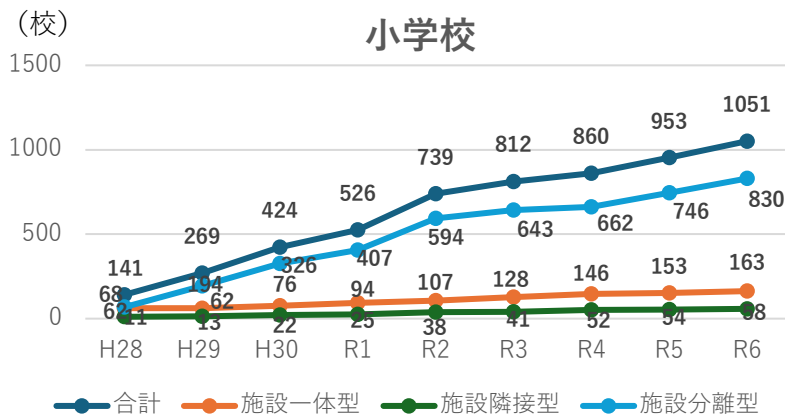
小中一貫教育を行う学校の施設形態

「施設一体型」: 小中一貫教育を実施する学校について、校舎の全部(※)が一体的に設置されているもの(複数の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む)

※「全部」= 学校設置基準上の「校舎に備えるべき施設」が全て整備されていること

「施設隣接型」: 小中一貫教育を実施する学校について、同一の敷地又は隣接する敷地に、複数の校舎が隣接して設置されているもの。

「施設分離型」: 小中一貫教育を実施する学校について、隣接していない異なる敷地に、複数の校舎が分離して設置されているもの(共に小中一貫教育を実施する同一学校種の校舎が分離して設置されている場合を含む。)



※学校基本調査(文部科学省)をもとに教育制度改革室にて作成

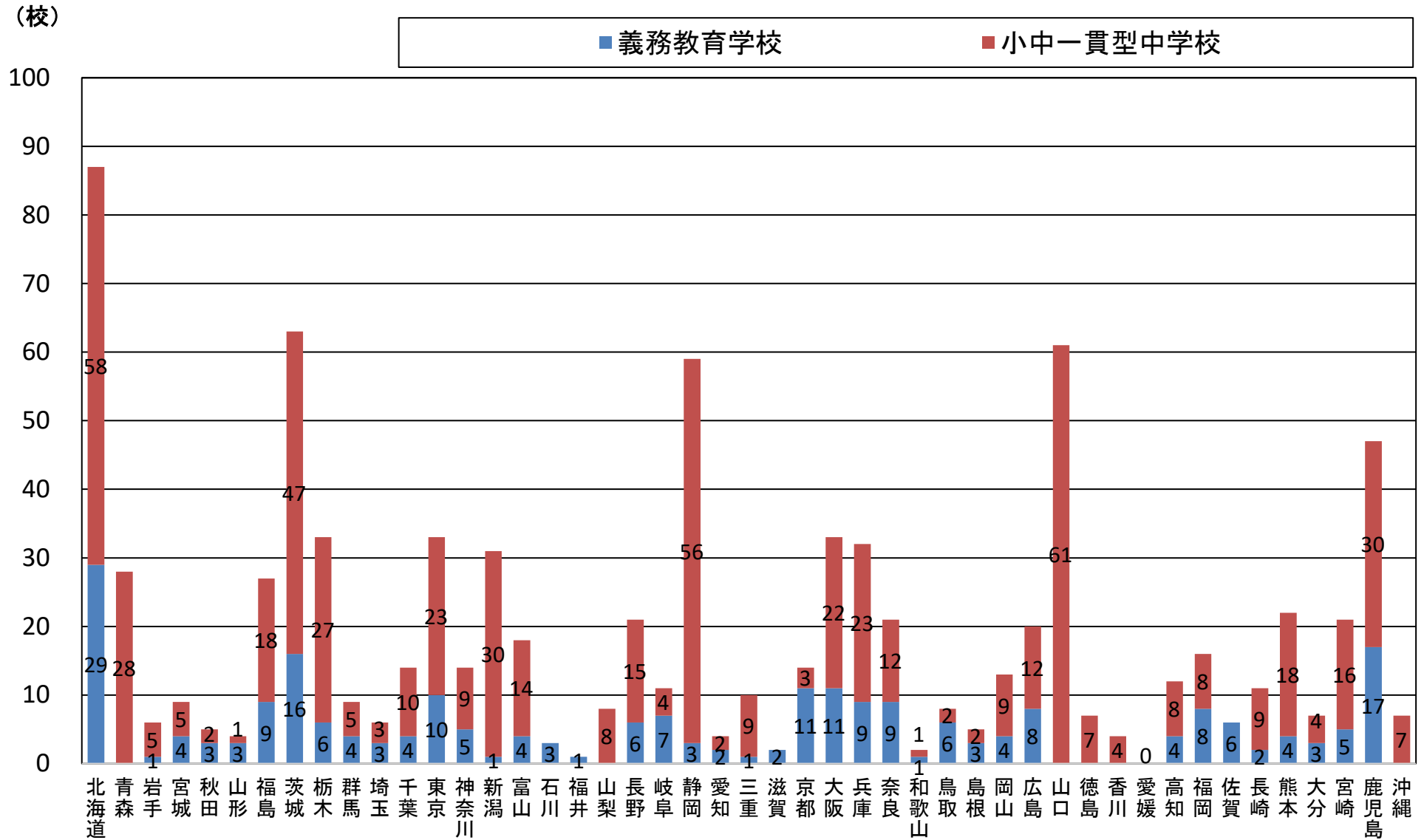
※いずれも国立、私立を含む

※学校教育法施行規則の規定に基づく小中一貫教育を行う学校が対象。

※令和3年度の小中一貫校(小学校・中学校)数については、学校基本調査において、一部都道府県で登録した数に誤りがあったため、改めて該当都道府県に確認の上、作成している。

※「その他」の区分については、少数のためグラフに反映していない。

小中一貫教育を実施している学校数（設置形態別・都道府県別）



出典: 令和6年度学校基本調査

＜小中一貫の利点を活かした教育課程の編成・実施＞

- 義務教育9年間を見通した「確かな学び」 [岩手県] 大槌町立大槌学園（義務教育学校）
- 小中一貫で実現する「確かな学力の向上」 [東京都] 足立区立新田学園（併設型）
- 小中一貫した教育課程「ふるさと学習」 [長野県] 信濃町立信濃小中学校（義務教育学校）
- 小学校における教科担任制の実施 [京都府] 京丹後市立久美浜中学校区（併設型）
- 小学校と中学校の教員の相互乗り入れによるすべての児童生徒とかがわりあう学習環境 [石川県] 珠洲市立宝立小中学校（義務教育学校）
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた小中合同の授業改善・授業研究 [神奈川県] 横浜市立義務教育学校霧が丘学園（義務教育学校）

＜学校経営の視点からの校長コラム＞

- 校長1人の場合の学校経営（義務教育学校）
～9年間のグランドデザイン、教育課程の特例を活用した特色ある学び（プログラミング学習）、全職員で行う「魅力ある学校環境」での「ワクワクする授業」～
[茨城県] つくば市立みどりの学園義務教育学校 毛利靖校長
- 校長2人の場合の学校経営（併設型） ～9年間を見通した探究的な学び、「令和の学校を創る」教職員集団～
[埼玉県] 戸田市立戸田東小学校 小高美恵子校長、戸田東中学校 鈴木研二校長

＜小中一貫×「〇〇〇」～小中一貫教育の導入をきっかけとした特色ある教育の追求～＞

- 9年間で夢と志を育むことを通じた学校を拠点とした「地域の活性化」 [高知県] 高知市立義務教育学校土佐山学舎（義務教育学校）
- 小中一貫でこそ実現する自律的学習者を育成するためのPBLを中心とした「キャリア教育」 [福岡県] 飯塚市立小中一貫校幸袋校（併設型）
- 学習環境への継続的な配慮を通じた「特別支援教育」の充実 [千葉県] 鴨川市立長狭小学校・長狭中学校（併設型）
- 安心した学校生活を支える9年間を見通した取組 [山梨県] 南アルプス市立小中一貫校八田小中学校（併設型）
- 小中一貫教育の利点をより享受するための「校務の情報化」 [宮崎県] 新富町立新田小中学校（併設型）

＜地方教育行政の視点からの小中一貫教育コラム＞

- 小中一貫教育で描く義務教育9年間のグランドデザイン [新潟県] 三条市教育委員会
- 地域との3年間の話し合いから生まれた義務教育学校 [秋田県] 北秋田市教育委員会

小中一貫教育を行う学校施設の整備に関する先行事例

小中一貫教育に適した学校施設の在り方について(概要) ～ 子供たちの9年間の学びを支える施設環境の充実に向けて ～
(学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 平成27年7月)

【第3章 第2-3】施設一体型の留意事項

教育活動の一貫性確保への対応 (学年段階の区切りへの対応)



はるひ野小中学校
「児童生徒の発達段階に応じた教室環境」

小学校低学年用の教室環境は、教室を中心に教科学習などが行われることに配慮して、教室周りを充実させている

安全性の確保

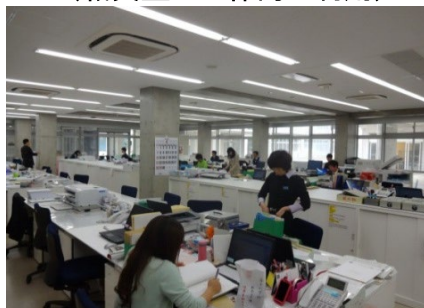
(低学年児童用の広場等の計画)



低学年児童が安心して遊べるよう、教室に隣接するところに、遊具の設置とともに芝生を整備している

飛島学園
「しばふ広場」

学校運営の一貫性確保への対応 (職員室の一体的な利用)



春日学園
「職員室、事務室を統合した校務センター」

小・中学校段階の教職員が、日常的に業務の連携やコミュニケーションを取ることができるオープンな空間を確保している

【第3章 第2-5】既存学校施設の有効活用

特別教室型から教科教室型へ改修



[数学教室]

中学校段階においては、生徒自らが主体的に学ぶことを重視して教科教室型に改修している



[ホームベース](生徒の居場所)

府南学園(第一中学校)

【第3章 第2-4】施設隣接型・分離型の留意事項

教育活動の一貫性確保への対応 (連絡通路の設置)



京都教育大学附属京都小中学校
「隣接する施設をつなぐ連絡通路」

小中一貫教育の効果的な実施のため、施設間を連絡通路で接続し、施設を一体的に利用している

安全性の確保

(階段の昇降に係る児童の安全性確保)



児童が利用する階段について、安全に昇降できるよう段差（けあげ）の寸法を小さくする改修を行っている

東山泉小中学校（東学舎）
「既存の中学校校舎の階段段差の改善」

学校運営の一貫性確保への対応 (合同研修室の整備)



府南学園（第一中学校）
「小・中学校合同の研修スペース」

学園（4小学校＋1中学校）の教職員が合同で研修を行うため、中学校の余裕教室に研修スペースを設けている

【第3章 第2-6】地域と共にある学校施設の整備

地域ぐるみで子供たちの学びを支える場の確保



地域住民を招き、民話学習や茶道教室等が行われている

〔語り部の部屋〕



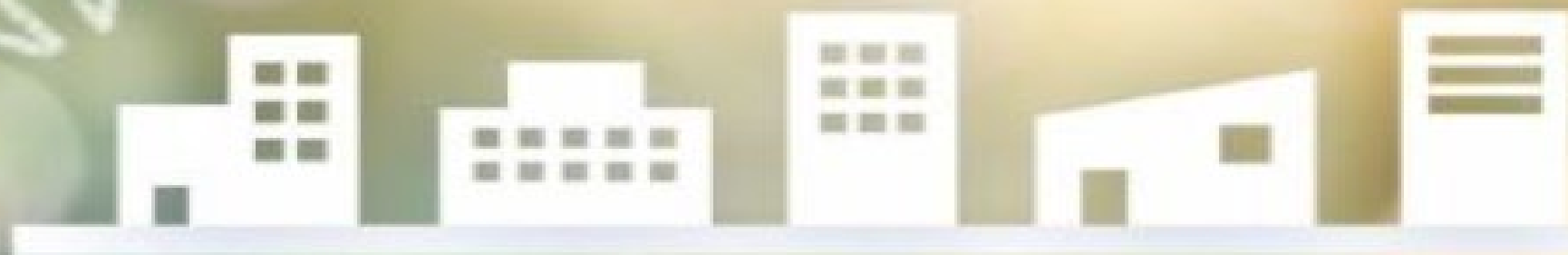
郷土が生んだ文学者や芸術家等の作品を紹介している

〔郷土資料室〕

湖南小中学校



(4)コミュニティ・スクール関係



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を設置した学校)

学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見

地域学校協働活動推進員

(委員) 10～15人程度
・地域住民、保護者
・地域学校協働活動推進員
・その他教育委員会が必要と認める者
(例：近隣幼稚園等・小中学校関係者) など



校長等

学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動



意見

学校運営
教職員の任用

説明

承認

説明

意見

任命

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する
権限と責任は校長が有する

委嘱

情報共有

地域学校協働活動推進員 ※社会教育法第9条の7
地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

教育・体験活動プログラム等の利用者と提供者のマッチングを行うポータルサイト（現在構築中）の活用

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う
学校内外における活動

※社会教育法第5条

地域学校協働活動推進員



地域住民等の参画を得て、
・放課後等における学習支援・体験活動（放課後子供教室など）
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの学校における活動
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など地域を活性化させる活動
などを実施

※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した地域学校協働活動を推進する体制

コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化

学校の課題



「社会に開かれた教育課程」の実現

教育の目標などを学校と地域が真に共有し、連携・協働することに課題

学校における働き方改革

学校業務の精選や教師の意識改革などに課題



子供の課題



不登校対策

不登校やいじめなど、学校内外において子供が抱える問題への対応に課題



地域の課題



若者の地元定着

子供たちが地域と関わる機会、ふるさとを知り学ぶ機会の減少などの課題

地域防災

災害時に避難所となる学校と地域の連携体制・物資等の整備に課題



コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む

（例）茨城県牛久市

学校運営協議会委員が授業研究に参画。学校理解を深め、熟議を行うことで、社会に開かれた教育課程を実現。教師の授業力向上、子供の学力向上にも寄与

（例）岡山県浅口市

保護者や地域住民と目標や課題を共有し、業務の見直しを実現。協議を通じて教師の意識改革にも成果

（例）北海道登別市

学校運営協議会の組織を生かし、多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働により、チームとしての不登校対策体制を構築

（例）鳥取県南部町

地域の協力のもと地域の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラムを設定し、子供たちのふるさとへの愛着や社会参画力を育成

（例）熊本県

自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、地域住民との合同防災訓練など、防災に関する事項・取組を協議・実践

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和7年度予算額

7,052百万円

(前年度予算額)

7,050百万円)



文部科学省

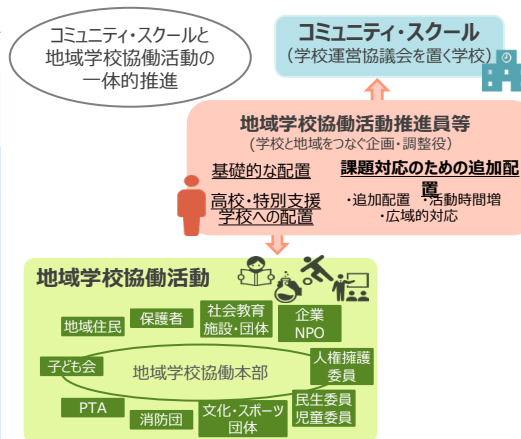
現状・課題

- ▶ 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- ▶ **コミュニティ・スクール**（※）と社会教育活動である**地域学校協働活動**を一体的に推進することで、**学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**
 - ※コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R6.5時点:20,153校、58.7%）
- ▶ 放課後児童対策の一層の強化に向け、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべきものとして策定した「**放課後児童対策パッケージ**」に基づく取組を推進（地域学校協働活動の一環としての放課後子供教室と放課後児童クラブの連携促進等）

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

事業実施期間	平成27年度～
交付先	都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）
要件	①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



経済財政運営と改革の基本方針2024

(令和6年6月21日閣議決定)

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

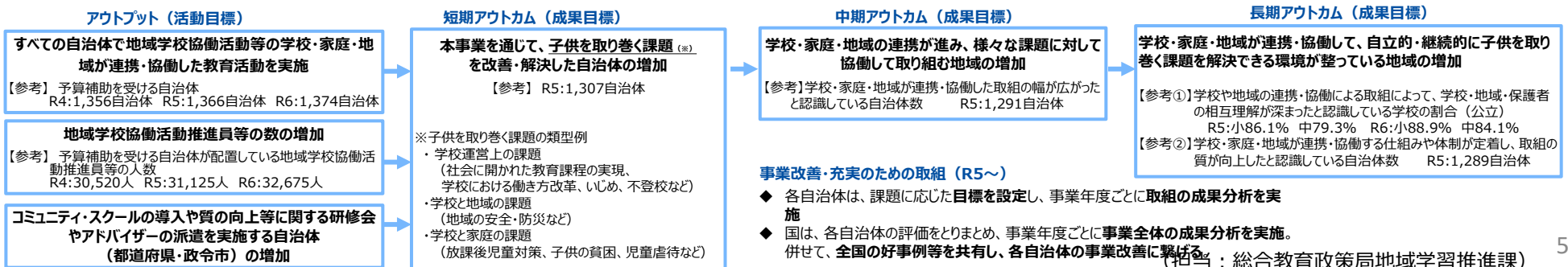
(3) 公教育の再生・研究活動の推進（質の高い公教育の再生）

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師を安心して本務に集中させ、こどもたちの豊かな学びを実現するため、チーム学校との考えの下、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組**や、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組を**加速**するとともに、（略）豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動・読書活動、キャリア教育・職業教育等を推進する（略）。

具体的な取組

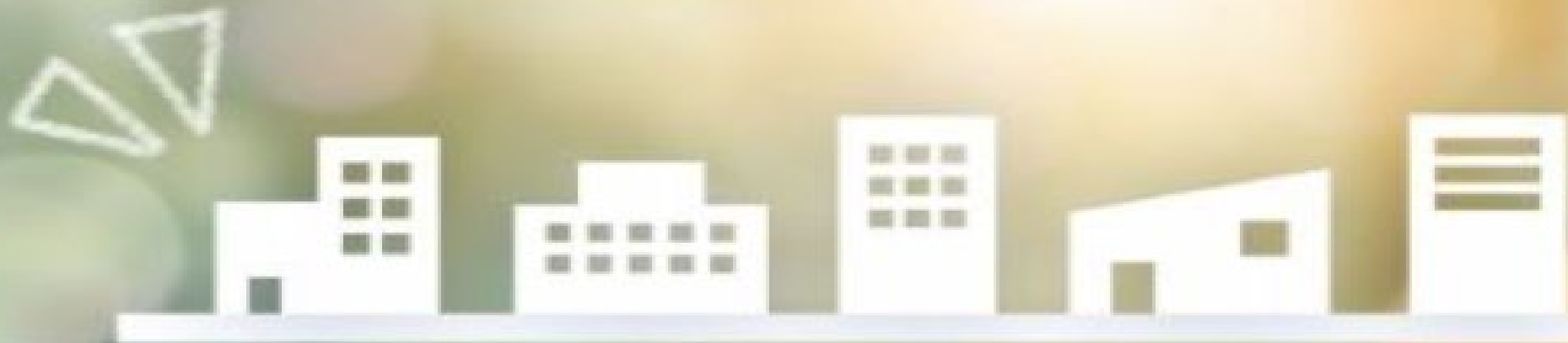
- ▶ **コーディネート機能の強化**
 - 引き続き**地域学校協働活動推進員等の配置を促進**
 - 学校における働き方改革や放課後児童対策などの**地域課題に応じ、専門性を活かした追加配置や常駐的な活動等を支援**
 - **地域学校協働活動推進員等の処遇改善**
- ▶ **地域学校協働活動の実施**
 - **学校における働き方改革に資する取組、放課後等における学習支援や体験・交流活動等を支援**
 - 放課後子供教室新規開設時の備品整備を支援
- ▶ **教育委員会の伴走支援体制の構築・強化**
 - 学校運営協議会委員、推進員等、地域ボランティア等に対する研修の充実

ロジックモデル





(5)遠隔教育關係



- 遠隔教育は、**教育の質を大きく高める手段**。
- 具体的には、学校同士をつないだ合同授業の実施や外部人材の活用、幅広い科目開設など、**教師の指導や子供達の学習の幅を広げる**ことや、特別な支援が必要な児童生徒等にとって、**学習機会の確保を図る**観点から重要な役割を果たす。

多様な人々とのつながりを 実現する遠隔教育

海外の学校との交流学习



- ・台湾の小学生と英語でコミュニケーションを取ったり、調べたことを発表し合ったりする（長崎県対馬市）

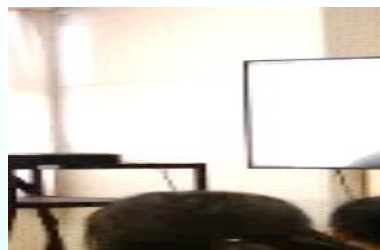
小規模校の課題解消に向けた合同授業



- ・小規模校の子供たちが他校の子供たちと一緒に授業を受け、多様な考えに触れる機会をつくる（熊本県高森町）

教科の学びを深める遠隔教育

小学校におけるプログラミング教育



- ・大学と接続し、導入で興味・関心を高めたり、質問したりする（岡山県赤磐市）

社会教育施設のバーチャル見学



- ・教室にしながら社会教育施設を見学し、専門家による解説を聞く（大分県佐伯市）

高等学校における教科・科目充実型授業



- ・特定の教科・科目の教師がいない学校に授業を配信し、開設科目の数を充実する（静岡県）

個々の児童生徒の状況に 応じた遠隔教育

外国人児童生徒等への日本語指導



- ・日本語指導が必要な児童と離れた学校の日本語教室を接続する（愛知県瀬戸市）

病気療養児に対する学習指導

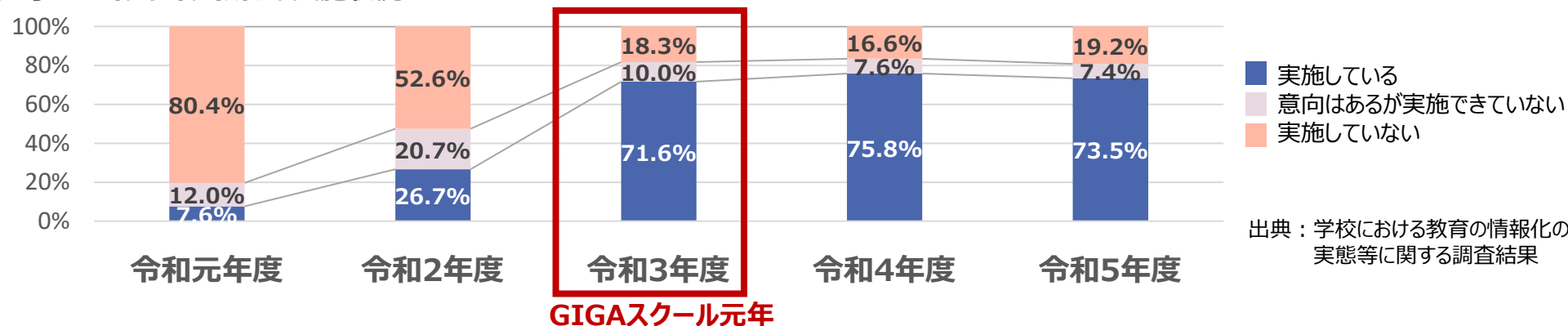


- ・病気療養児が、病室等で在籍校の授業を受ける（神奈川県）

遠隔教育の現状

- オンライン教育を実施している学校の割合は大幅に増加（R1 7.6%→R5 73.5%）しており、令和5年度時点で73.5%の学校が「実施している」と回答。多様な人々とつながったり、教科の学びを深めたり、個々の子供たちの状況に応じた支援を実施したりするなど、様々な取組が進んでいる。
- 概ね1人1台端末環境が整備された令和3年度の増加率が著しく、オンライン教育の活用促進のためには、引き続きGIGAスクール構想を着実に推進することが不可欠。

参考1：オンライン教育の実施状況



参考2：学校における様々な取組事例



オンライン教育の活用にあたっての基本的な考え方

基本方針

- オンライン教育は、学校での学びをより充実させるとともに、学びへのアクセスを保障するという観点から、学校や子供たちの実態に応じて積極的に活用することが重要。
- 活用の推進に当たっては、児童生徒等と教師等、児童生徒等同士が直接触れ合うことが基本であること、教育現場のICT化は教師数の合理化を目的として行われるものではないことを踏まえる必要。
- 特に義務教育段階においては、教師が教室にいる一人一人に寄り添ってきめ細かな支援を行うため、教師が現場にいて、受け手も送り手もしっかり確認した上で授業を行うことが必要。

▶ **質の高い教育と児童生徒の安全・安心の保障**を前提に、**学校現場の創意工夫によるオンライン教育の実施を後押し**

参考資料

「教育現場におけるオンライン教育の活用」

(令和3年3月29日 内閣府特命担当大臣(規制改革)、文部科学大臣)



「義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用について（通知）」

(令和6年3月29日 5文科初第2543号 文部科学省初等中等教育局長通知)



「義務教育の在り方ワーキンググループ 審議まとめ」

(令和6年12月24日 中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた義務教育の在り方ワーキンググループ)



遠隔教育特例制度の改正について

遠隔教育特例制度とは

学校教育法施行規則第77条の2等に基づき、小規模の**中学校等**（※）において、当該教科の免許状を有する教師を確保できない場合に、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして、一定の基準を満たしていると文部科学大臣が認める場合、受信側の教員が当該免許状を有していない状況でも、遠隔にて専門性の高い教師による指導を可能とする「教科・科目充実型」の遠隔授業を行うことを可能とする特例制度。

（※）中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部

※受信側の教員が当該教科の免許状を有している場合は、申請等を行う必要はなく、各学校の判断で実施可能

技術の免許状を
保有していない
A中学校の教員

中学校の技術の免許状および
A中学校の教員としての
身分を有する者(兼務発令等)

B 教諭



A中学校（受信側）



遠隔授業

C 教諭



※配信側については場所や
生徒の有無は問わない
※イメージ

制度改正の概要（令和6年4月～）

中央教育審議会 義務教育の在り方ワーキンググループの「中間まとめ」（令和5年12月）において、義務教育におけるオンラインを活用した学びの充実のため、学校現場の創意工夫が発揮され、地域の実情に応じたより効果的かつ柔軟な実施が可能となるような制度の見直しを行うことが提言されたこと等を踏まえ、以下を主な内容とする告示改正を実施。

- ・ **文部科学大臣による指定を不要**とし、都道府県教育委員会等の適切な関与の下、学校現場の創意工夫による実施を可能とする。
- ・ 優れた外部人材の更なる活用を推進するため、**遠隔から授業を行う教員について**、中学校の教員免許状を有する者に加え、**特別非常勤講師等（※）の配置についても可能**とする。

（※）教育職員免許法第3条の2第1項に基づき当該中学校等の特別非常勤講師になる場合又は同法第16条の5第2項に基づき当該中学校等の専科担任になる場合。

特例の要件（改正後）

中学校等において、**地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために必要がある場合**であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして**文部科学大臣が定める下記基準（令和元年文部科学省告示第56号）を満たしていると認められる場合**

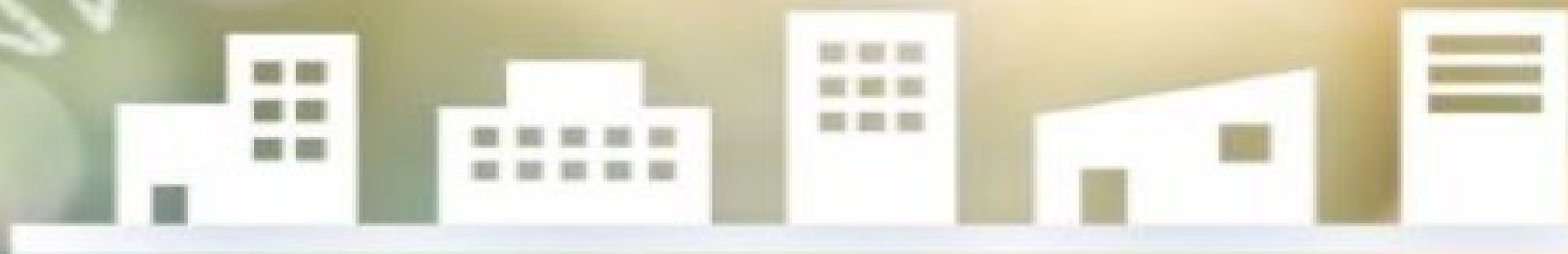
- ・ 当該授業が、文字、音声、静止画、動画等の情報を一体的に扱い、同時双方向で行われるもので、対面により行う授業に相当する教育効果を有するものであること
- ・ 遠隔で授業を行うことが、当該授業の内容や教科等の特質に照らして適切であること
- ・ 配信側の教員が、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であること
(教育職員免許法第3条の2第1項に規定する特別非常勤講師又は同法第16条の5第2項に規定する中学校専科担任も可。)
- ・ 生徒が授業を履修する教室等に当該中学校等の教員(※)が配置され、配信側の教員と十分に連携し、生徒の学習の状況の把握に特に意を用い、適切な指導を行うこと
(※) 普通免許状を有する教員のみならず、臨時免許状又は特別免許状を有する教員や、特別非常勤講師の制度を利用して任用した教員であっても可。
- ・ 機器の故障により学習に支障を生じないよう適切な配慮がなされていること
- ・ 教科等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと
- ・ 授業の内容及び形態を踏まえ、教育上必要な配慮がなされていること

制度改正後の
遠隔教育特例制度について
(文部科学省HP)





(6)地方教育行政の在り方等関係



「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けて【概要】

令和5年7月19日 「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議 報告書

地方教育行政を取り巻く状況

- 教育を取り巻く**社会状況の変化**、外国人児童生徒や不登校児童生徒の増加等の多様化や教育DXをはじめとする学校現場における**課題の多様化・複雑化**
 - 「令和の日本型学校教育」を構築するため「**個別最適な学び**」・「**協働的な学び**」の**一体的な充実**を図り、**主体的、対話的で深い学びを実現**する必要
 - **平成26年の地教行法（※）の改正** → 施行されて8年以上が経過し、**制度運用の成果と課題の整理が必要**
- （※）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

令和の日本型学校教育を推進する地方教育行政の在り方に係る基本的考え方

- 各学校を所管する管理運営機関として、**指導等を通じた管理運営に加え、教育委員会が、積極的な支援を行うこと**
- 教育委員会の機能強化・活性化**を通じて、**教育長がリーダーシップを十分に発揮**すること、教育委員会が合議制の執行機関として十分な役割を果たすこと
- 教育委員会のみでは対応しきれない課題の解決や教育の更なる充実に向けて、**総合教育会議の更なる活用等により、首長との連携・協働を通じて対応していくこと**
- 小規模自治体においては、**近隣自治体等と連携しつつ取組を進めること**、特に、都道府県教委は、**広域自治体として、市町村教委への支援を積極的に行うこと**

基本的な考え方を踏まえた具体的な方策等について

教育委員会の機能強化・活性化

【教育委員会会議の活性化】

- ・事前勉強会開催や教育委員提案に基づく課題設定など教育委員会会議活性化等

【教育長、教育委員の人選、資質・能力の在り方】

- ・教育の状況や候補者の資質・能力、特性等を踏まえた教育長の選任等

【教育委員会事務局の在り方】

- ・様々な研修の機会等を通じて指導主事の資質・能力の向上を図ること等

教育長と首長との効果的な連携の在り方

【危機管理に係る対応】

- ・総合教育会議を災害発生時の対応に係る議題で開催するなど首長との認識共有等

【総合的な施策の大綱の策定等】

- ・総合教育会議等における大綱を踏まえた取組の進捗状況等の共有等

【総合教育会議の在り方】

- ・いじめ重大事態等緊急の場合の総合教育会議等を通じた協議・調整実施の徹底等

【関係部局等との連携の促進】

- ・専門家の配置、組織改編等を通じた教育委員会事務局と関係部局の連携実現等

学校運営の支援のために教育委員会が果たすべき役割

【学校の自主性・自律性を促す取組の実施】

- ・学校予算に係る裁量の拡大の取組の推進や外部資金の獲得等

【教師が教育活動に専念できる環境整備】

- ・保護者等による過剰な苦情や不当な要求等への対応に係る各教育委員会の支援体制の構築
- ・学校事務職員がその役割を発揮できるよう支援に取り組むこと等

小規模自治体への対応、広域行政の推進のための方策

【現状と課題】

- ・職員数10人以下の教育委員会は全体の約3割、指導主事未配置の教育委員会は約2割（※）。小規模自治体は必ずしも十分な体制が構築されていない中で様々な課題への対応が必要（※）「教育委員会の現状に関する調査」（令和3年度間）
→都道府県の支援とともに広域連携を含めた各自治体の一層の取組が必要

【必要な方策】

- ・都道府県教委は広域自治体として、域内の市町村教委への適切な支援を行うこと
- ・自治体間連携に係る取組について、事例の把握創出・横展開等積極的な支援
- ・指導主事の共同設置や、校長経験者等のアドバイザー等としての任用
- ・小規模自治体指導主事対象オンライン情報交換やネットワークづくりの場設置等

国における対応として、
①**総合教育会議の活性化**や**自治体間連携の促進**に向けた支援、
②**手引きの作成・公表**による**取組事例**や**留意事項等**の周知、
③特に**小規模自治体の指導主事に係るオンラインの情報共有・ネットワークづくりの場の提供** 等

（報告書QRコード）



就学校の指定・区域外就学の活用状況調査について

調査の趣旨

- 過去、平成24年に学校選択制（※1）に関する調査を行っていたところであるが、10年が経過し、この間、公立小中学校数・児童生徒数が大きく減少するなど学校を取り巻く状況は大きく変化しており、そうした状況の変化が就学校の指定や区域外就学（※2）の在り方等にも影響を与えていると考えられることから、全国の市町村教育委員会を対象に「就学校の指定・区域外就学の活用状況調査」を実施（調査基準日：令和4年5月1日時点）。

※1 設置する学校が複数校ある市町村が、就学校を指定する際に、事前に保護者の意見を聴取する制度。

※2 在住市町村の設置する学校以外の学校に通うこと。

- 調査結果の詳細は、令和5年3月24日文部科学省ホームページで公表するとともに、市町村教育委員会が就学事務を適切に実施できるよう都道府県教育委員会を通じて全国の市町村教育委員会に周知。

【文科省HP：https://www.mext.go.jp/content/20230324-mxt_syoto02-000028555_1.pdf】

参考（どの学校に通学するかのイメージ図）

A市町村（複数校設置の場合）

（※以下、小学校複数校設置市町村、中学校複数校設置市町村という。）

原則

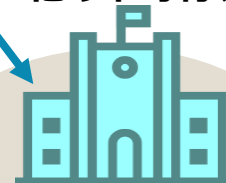
通常、自宅の住所が属する通学区域により就学校が指定される

山村留学・漁村留学



自然豊かな農山漁村にある程度の期間移り住み、地元小・中学校に通いながら、様々な体験を積む活動

他の市町村等



区域外就学

他の市町村等の設置する学校に就学する

就学校の変更

就学校が指定された後で、別の通学区域の学校を指定してもらうよう変更の申立てをする
事前に聴取する場合は「学校選択制」

学校選択制の実施状況

- 就学校を指定し得る学校が2校以上ある教育委員会の全教育委員会に占める割合は小学校等で1455（83%）、中学校等で1131（65%）、そのうち、事前に保護者の意見を聴取する学校選択制を小学校で採用している市町村は331（23%）、中学校で採用している市町村は227（19.2%）である。
- 児童生徒数の減少に伴い、公立小中学校を複数校設置できない市町村が増加している。

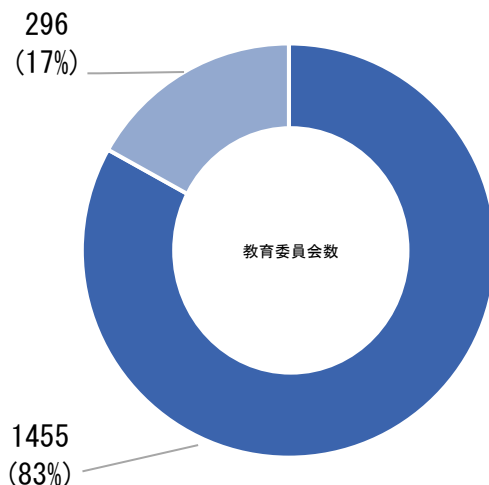
<実施状況>

就学校の指定をし得る教育委員会数

※事務組合等を含む。以下、総称して「教育委員会」とする。

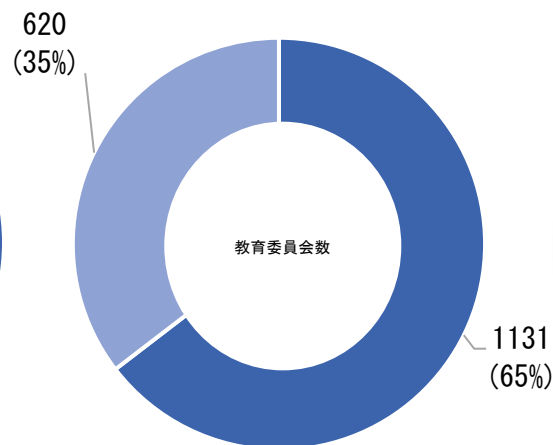
（小学校等）

回答者数：1751



（中学校等）

回答者数：1751

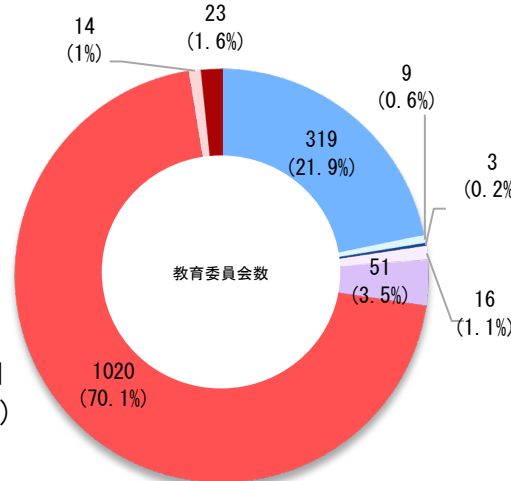


- 2校以上ある
- ない

学校選択制の導入状況

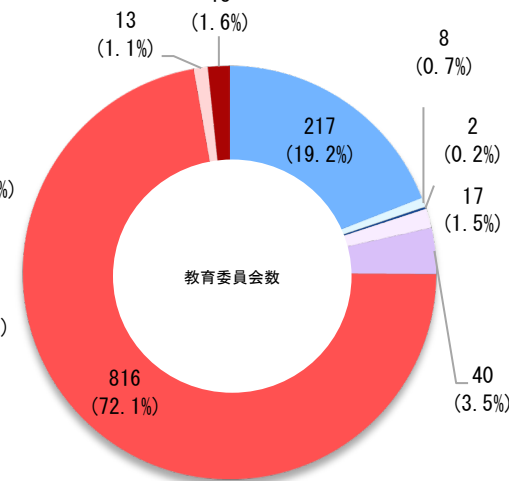
（小学校等）

回答者数：1455



（中学校等）

回答者数：1131

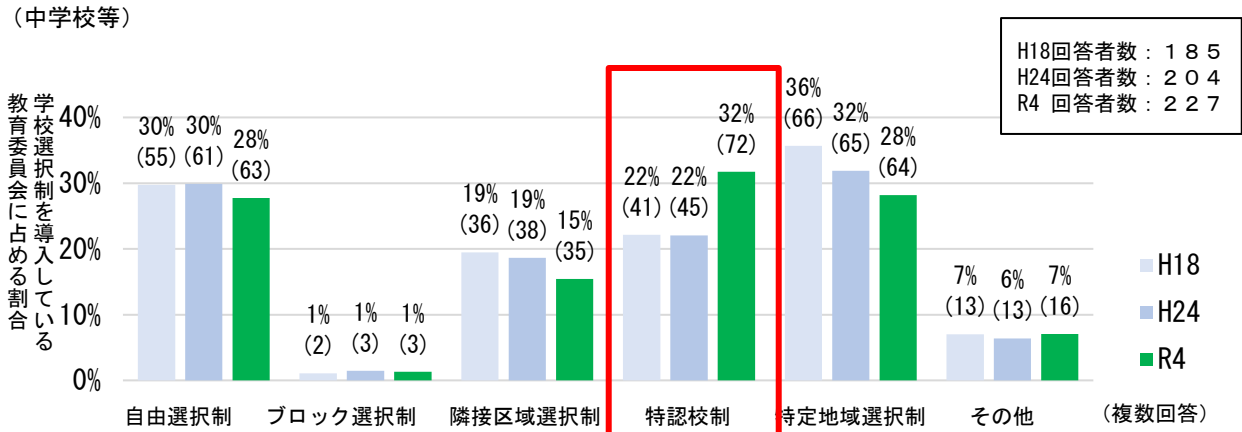
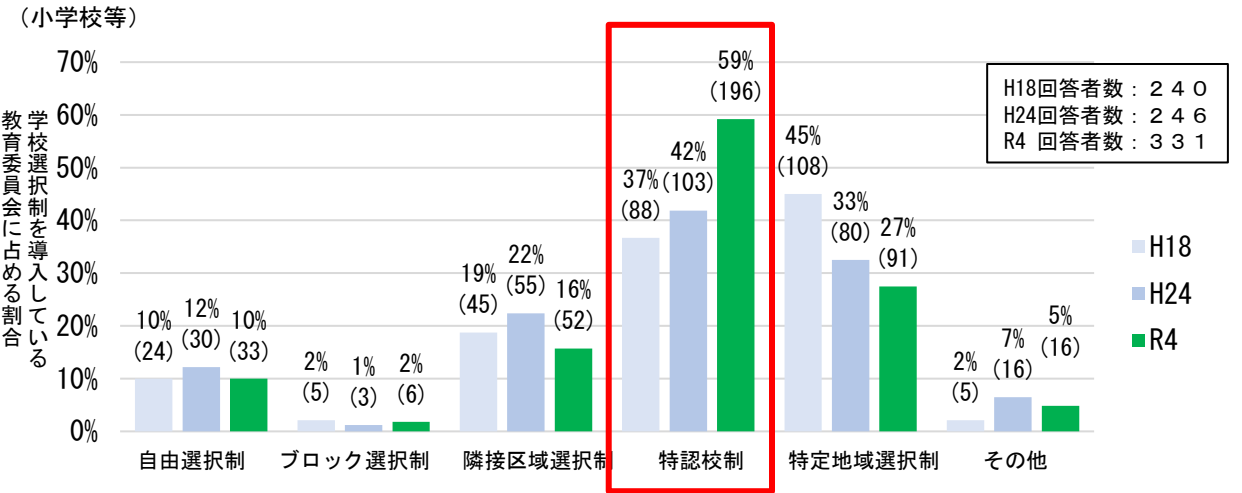


- 導入している。
- 導入しているが、見直しを検討中である。
- 導入しているが、見直しの結果、既に廃止が決定している。
- 導入していないが、導入について検討中である。
- 導入していないが、導入について今後検討予定である。
- 導入していないし、今後検討する予定もない。
- 導入について検討した結果、導入しないこととした。
- 過去において導入していたが、見直しの結果、既に廃止した。

※ 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の合計は一致しない場合がある

就学校の指定について

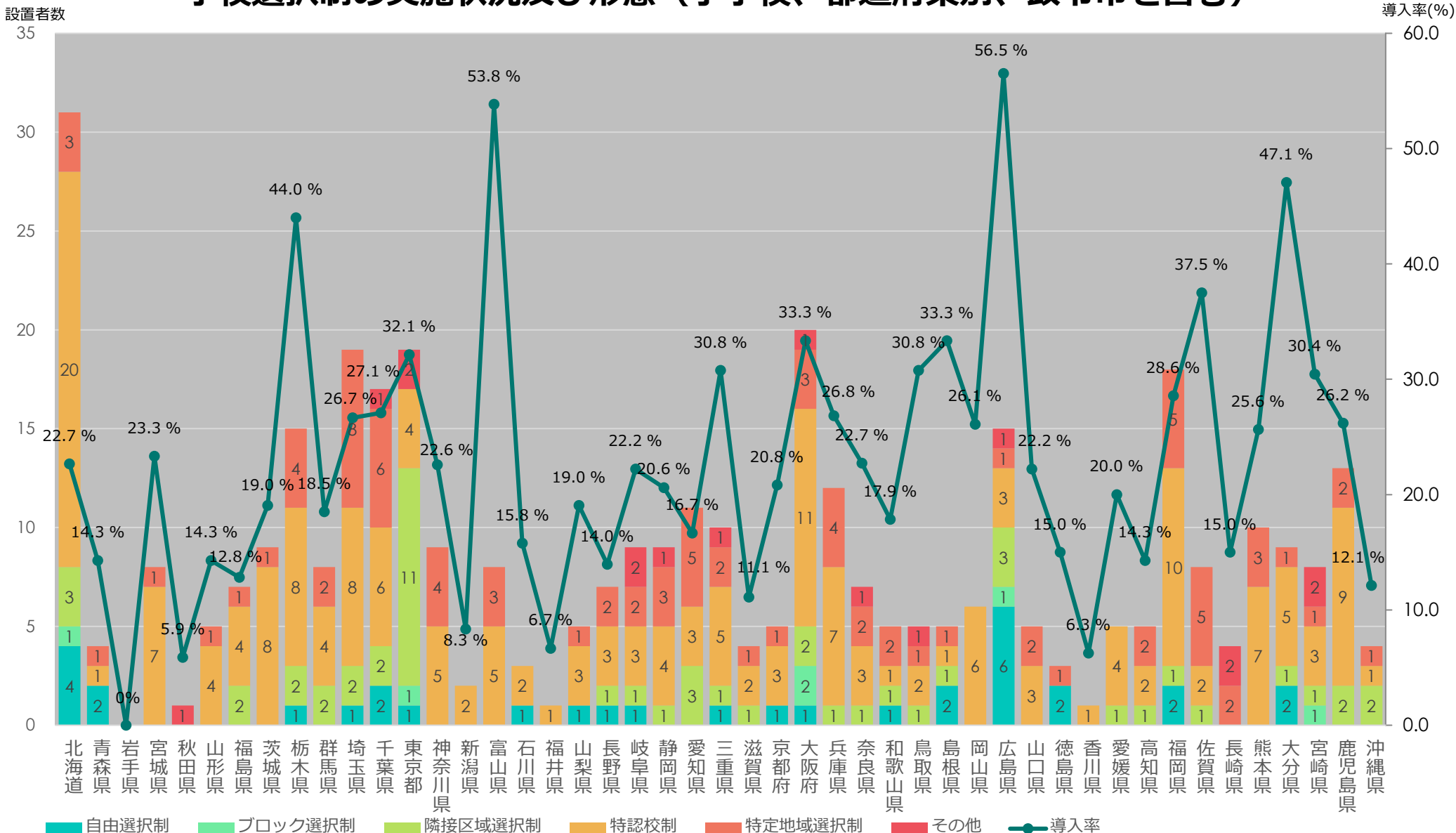
- 児童生徒数の減少に伴い、公立小中学校を複数校設置できない市町村が増加する一方、学校選択制を採用する場合には、特認校制を採用している市町村が多い。
- 小学校で特認校制を採用している市町村は196（59%）、中学校で特認校制を採用している市町村72（32%）である。



自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの (例) 山間部で小規模となっている学校について、設定されている通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも選択することを認める場合
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、就学を認めるもの (例) 都市部で大規模となっている地域に居住する者について、設定されている通学区域に関係なく、当該市町村内の通学区域外の学校を選択することを認める場合
その他	上記以外のもの

学校選択制の実施状況（小学校・都道府県別）

学校選択制の実施状況及び形態（小学校、都道府県別、政令市を含む）



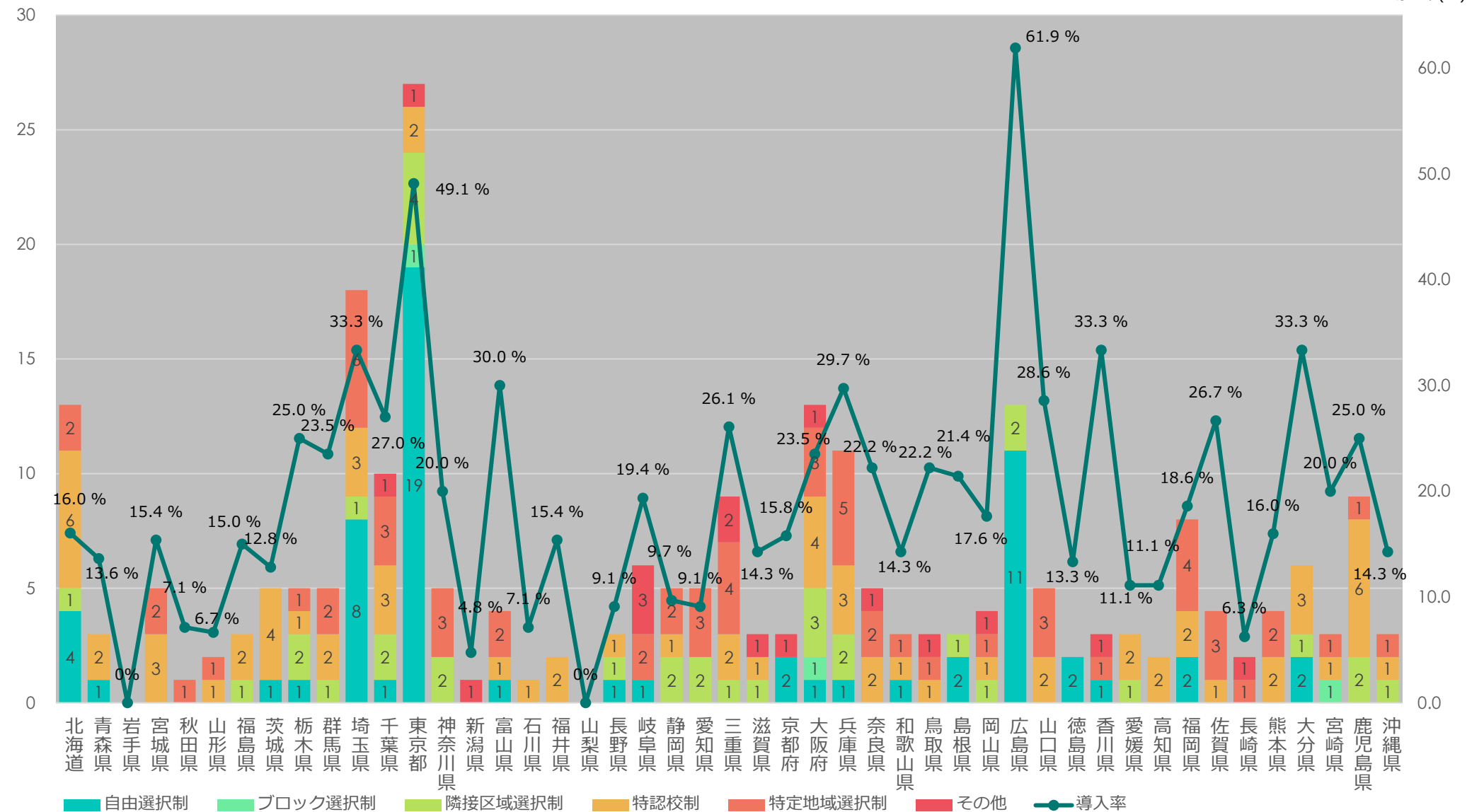
※ 導入率＝学校選択制を導入している設置者数／2校以上の小学校を置く設置者数

学校選択制の実施状況（中学校・都道府県別）

学校選択制の実施状況及び形態（中学校、都道府県別、政令市を含む）

設置者数

導入率(%)



※ 導入率＝学校選択制を導入している設置者数／2校以上の中学校を置く設置者数

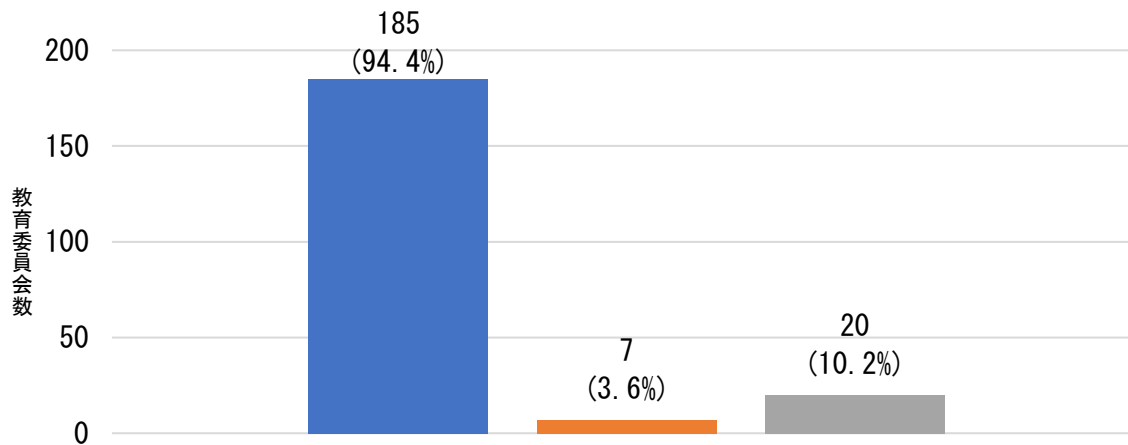
就学校の指定・区域外就学の活用状況調査（令和4年5月1日時点）

特認校制の導入理由

- 特認校制を採用している場合には、特に、小規模校の課題解消方策として、小規模特認校を導入している市町村が多い。
- 小学校で特認校制を採用している市町村は196（59%）、このうち、小規模特認校（今回新規に調査）は185（94%）、中学校で特認校制を採用している市町村は72（32%）、このうち、小規模特認校（今回新規に調査）は62（86%）である。

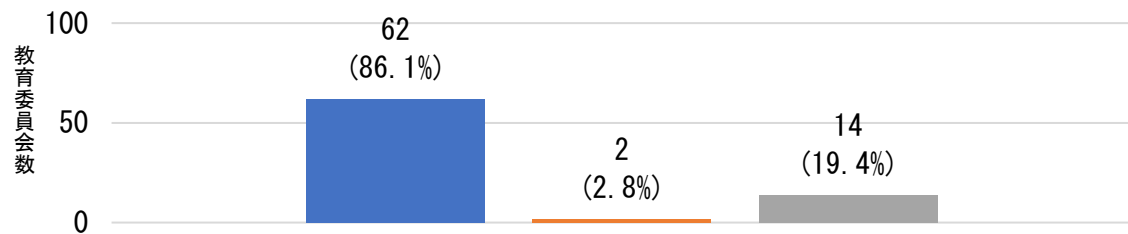
（小学校等）

回答者数：196



（中学校等）

回答者数：72



- 小規模校の課題解消のため（いわゆる小規模特認校）。
- 過大規模校の課題解消のため。
- その他（自由記述）

（複数回答）

「その他」の例は次のとおり

（小学校等）

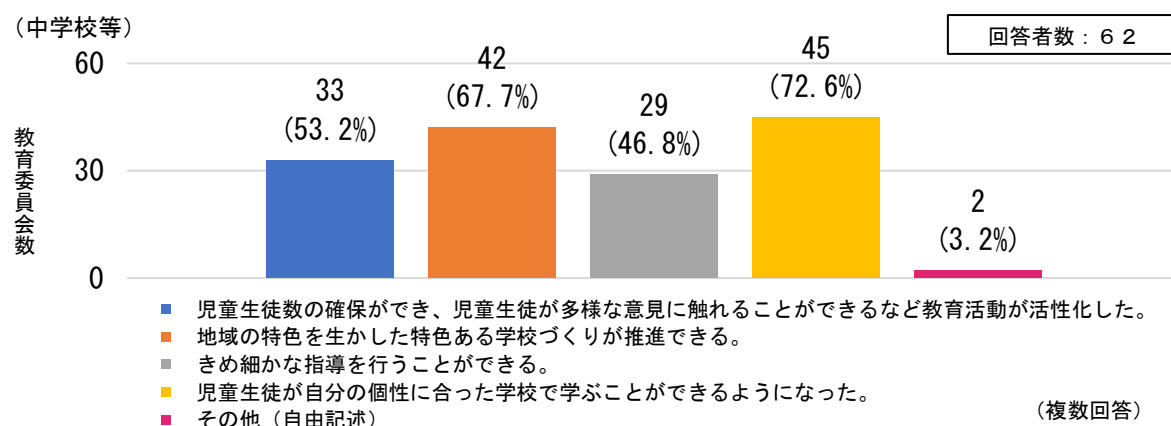
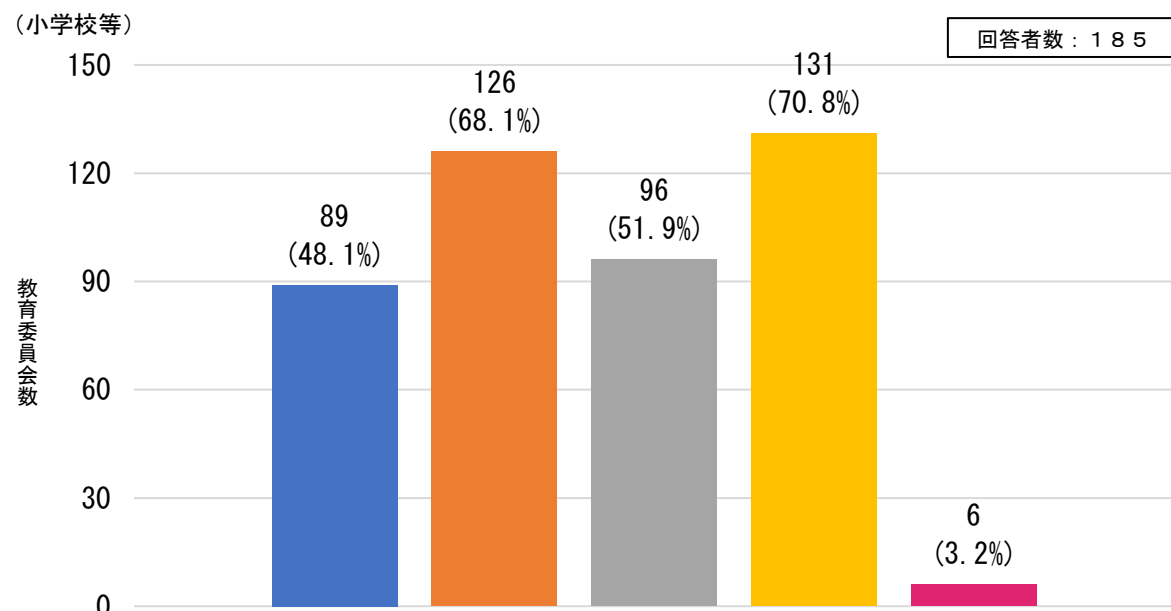
- ・中学校は通学区域に関係なく、学校を選択できていることから、小中一貫校については、小学校から選択を認めている
- ・ 特色ある教育を実践する義務教育学校への就学機会の拡大を図るため

（小・中学校等共通）

- ・自然環境に恵まれ、その環境を生かした特色ある教育を推進し、豊かな人間性を培うための教育活動を行う学校において教育を受けることを希望する児童生徒を受け入れるため
- ・学習指導要領の改訂の趣旨と本自治体を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域の特性を活かし、小中一貫の9年間を通した英語教育やグローバル化への積極的取組と課題解消へ向けた環境づくり推進のため

小規模特認校を導入してよかったこと

- 小規模特認校制を導入してよかったこととしては、「児童生徒が自分の個性に合った学校で学ぶことができるようになった」ことに続き、「地域の特色を生かした特色ある学校づくりが推進できる」をあげている自治体が多い（小学校で126（68.1%）、中学校で42（67.7%））。



「その他」の例は次のとおり

(小学校等)

- ・ 大中規模校で学校に通うことが難しかった児童が、小規模特認校への通学により登校することができるようになった例があった

(小・中学校等共通)

- ・ ICT環境の整備により英語教育、異文化理解、コミュニケーション育成、学年を超えた交流によりリーダーシップ育成等小中一貫性のメリットが現れてきた

区域外就学による二拠点居住等の受け入れ実績

- 二拠点居住・ワーケーションについて小学校で受け入れている市町村は134（8％）、中学校で受け入れている市町村は89（5％）。受け入れている市町村は主に教育活動や地域の活性化を利点として挙げている一方で、主な課題として、教科書や授業の進捗の違いなどの学校間の教育活動の継続の困難さや、転校先の人間関係や環境への適合、生活面での指導や対応の困難さを挙げている。

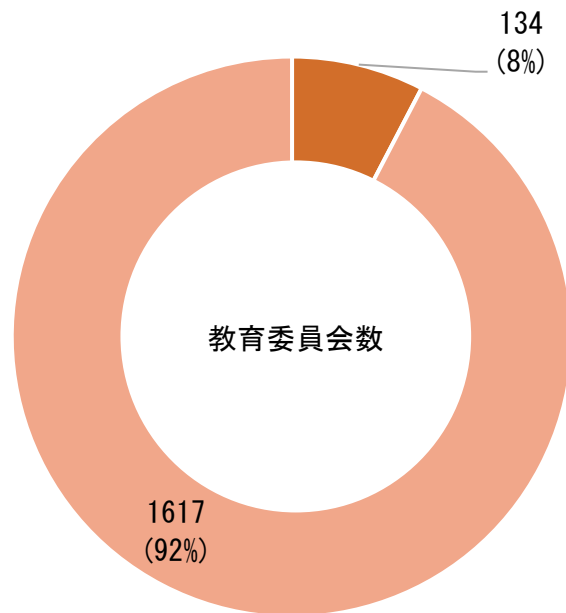
いわゆる二拠点居住※¹、ワーケーション※²を行う保護者とともに普段の居住地から離れるといった理由により、区域外就学を活用して受け入れている例

※¹ 主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点をもうける暮らし方のこと。

※² 仕事(Work)と休暇(Vacation)を組み合わせた造語で、テレワーク等を活用し、普段の職場や居住地から離れ、リゾート地などの地域で普段の仕事を継続しながら、その地域ならではの活動も行うもの。

（小学校等）

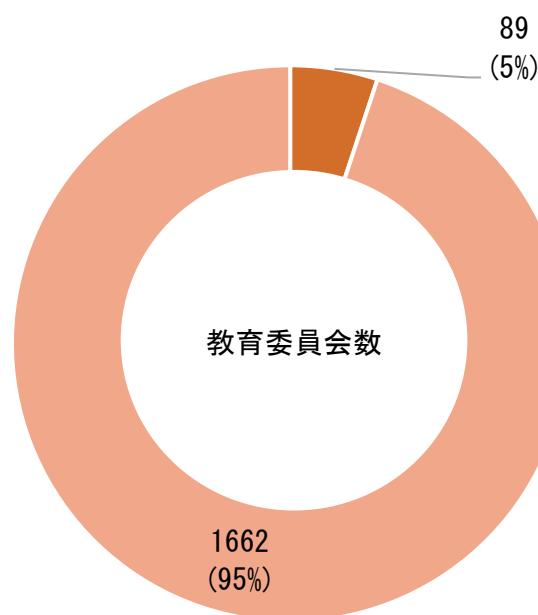
回答者数：1751



■ 認めている例がある。

（中学校等）

回答者数：1751



■ 認めている例がない。

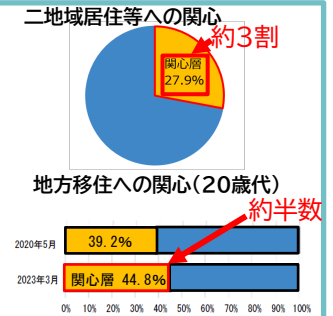
（参考）「地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について」（平成29年7月26日付け29初初企第22号初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室長通知）

区域外就学については、「通学区域制度の弾力的運用について」（平成9年1月27日付け文初小第78号文部省初等中等教育局長通知）において、「市町村教育委員会において、地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応を理由とする場合の外、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるときは、保護者の申立により、これを認めることができる」としております。この「相当と認めるとき」には、**地方への一時的な移住や二地域に居住するといった理由から、保護者が児童生徒を住所の存する市町村以外の学校において就学させようとする際、市町村教育委員会において、教育上の影響等に留意しつつ、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認められる場合も含まれる**ところです。

※令和6年5月15日成立。公布日から6月以内で政令で定める日から施行

背景・必要性

- コロナ禍を経て、Uターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、地方への人の流れの創出・拡大の手段として、二地域居住の促進が重要。しかし、その促進に当たっては、「住まい」「なりわい(仕事)」「コミュニティ」に関するハードルが存在。
- このため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備や、市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備の取組に対する制度的な支援が必要。
- そこで、**二地域居住**の促進を通じた広域的地域活性化のための基盤整備を一層推進し、**地方への人の流れの創出・拡大**を図ることが必要。



法律の概要

1 【都道府県・市町村の連携】 二地域居住※1促進のための市町村計画制度の創設

※1法律上は「特定居住」

- ・ 都道府県が**二地域居住**に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画(**特定居住促進計画**)を作成可能
- ・ 特定居住促進計画には、地域における**二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項**等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について**法律上の特例**を措置(住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等)
- ⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援<予算>
- ・ 市町村は、都道府県に対し、**二地域居住**に係る拠点施設と重点地区をその内容に含む**広域的地域活性化基盤整備計画の作成について提案が可能**

都道府県(広域的地域活性化基盤整備計画)

- ✓ 広域からの来訪者(観光客等)を増加させるインフラ(アクセス道路等)の整備事業等【現行】
- ✓ **二地域居住**に係る拠点施設【新設】
- ✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】
- ⇒ インフラ整備(都道府県事業)について社会資本整備総合交付金(広域連携事業)により支援<予算>

市町村(特定居住促進計画)【新設】

- ✓ 特定居住促進計画の区域
- ✓ **二地域居住**に関する基本的な方針(地域の方針、求める二地域居住者像等)
- * 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング
- ✓ **二地域居住**に係る拠点施設の整備
- ✓ 二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備
- * 事業の実施等について法律上の特例を措置
- ▼整備イメージ



<住宅>



<コワーキングスペース>

2 【官民の連携】 二地域居住者に「住まい」「なりわい」「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人(二地域居住等支援法人※2)の指定制度の創設

※2法律上は「特定居住支援法人」

- ・ 市町村長は**二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業(例:不動産会社)等を二地域居住等支援法人として指定可能**
- ・ 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を情報提供(空き家等の不動産情報は本人同意が必要)
- ・ 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能
- ⇒ 支援法人の活動について支援<予算>

3 【関係者の連携】 二地域居住促進のための協議会制度の創設

- ・ 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする**二地域居住等促進協議会※3を組織可能**

※3法律上は「特定居住促進協議会」

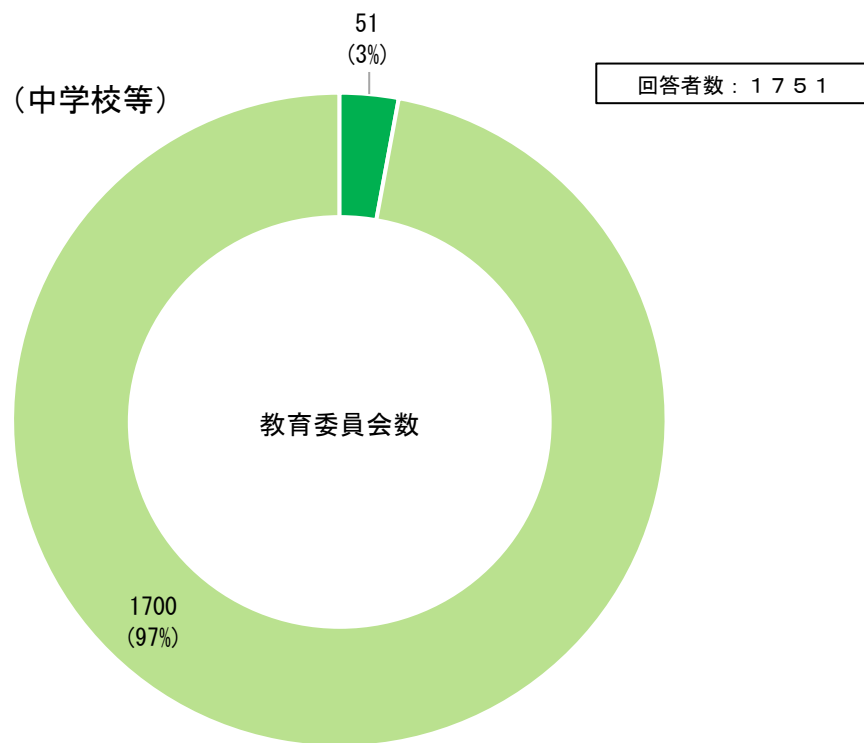
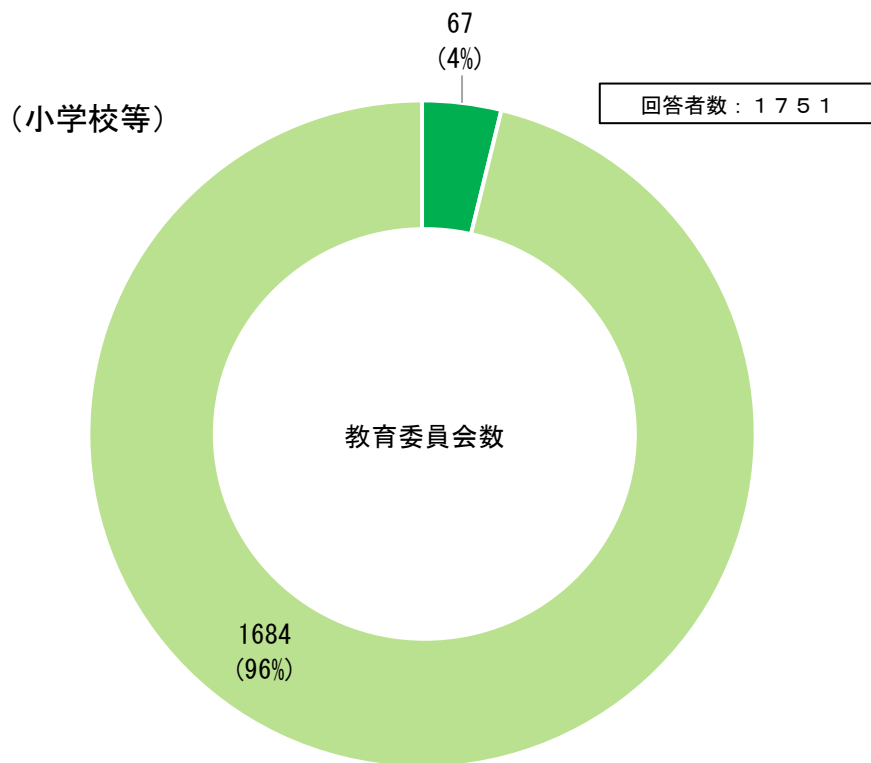
【目標・効果】二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る(KPI) ①特定居住促進計画の作成数:施行後5年間で累計600件
②二地域居住等支援法人の指定数:施行後5年間で累計600法人

山村留学・漁村留学について

- 山村留学・漁村留学を小学校で受け入れている市町村は67（4％）、中学校で受け入れている市町村は51（3％）。
- 受け入れている市町村は主に地域の活性化や移住促進、関係人口の増加、小規模校の課題解消を利点として挙げている一方で、主な課題として、他市町村から来た児童生徒の住環境の整備やホストファミリー等の調整の困難さを挙げている。

過去3年間の受入れ実績（平成31年4月1日～令和4年3月31日に他市区町村に在住している児童生徒を山村留学・漁村留学※として受入れを認めている例）

※自然豊かな農山漁村に、小・中学生がある程度の期間移り住み、地元小・中学校に通いながら、様々な体験を積む活動のこと。



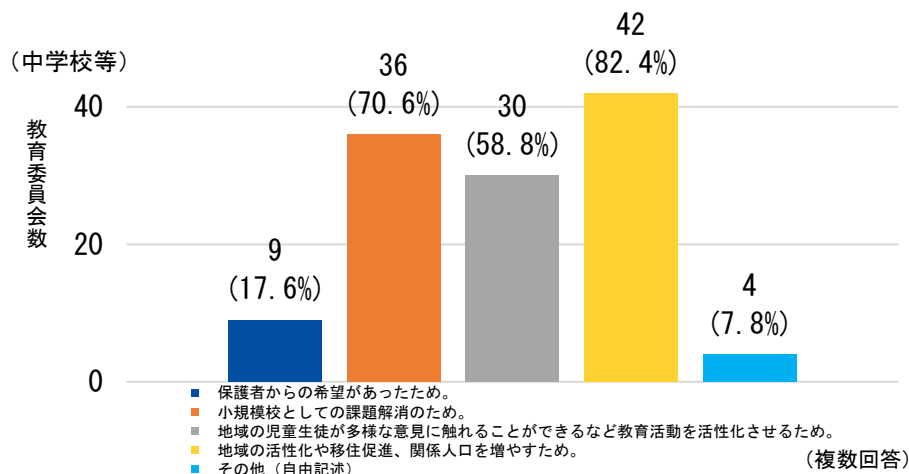
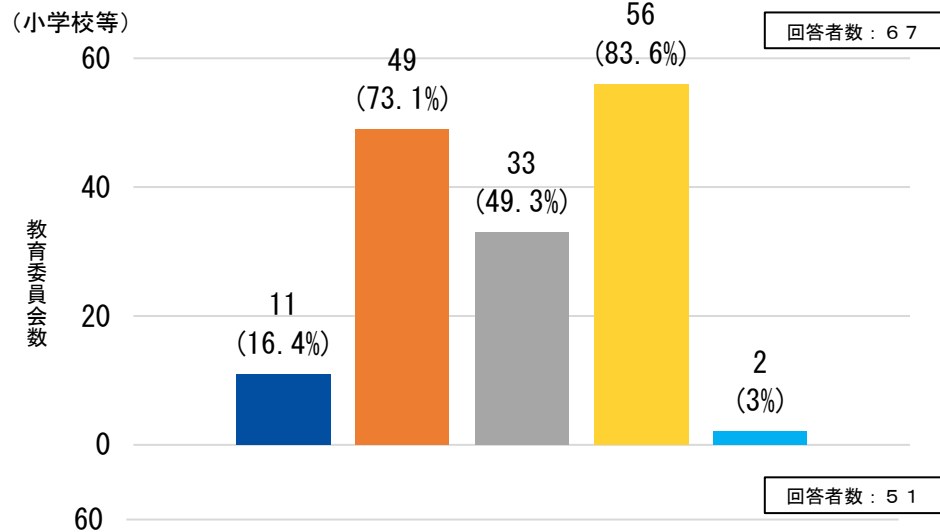
■ 認めている例がある。

■ 認めている例がない。

山村留学・漁村留学について

- 山村留学・漁村留学を導入した目的は、「地域の活性化や移住促進、関係人口を増やすため」としている自治体が多い（小学校で56（83.6%）、中学校で42（82.4%））。また、導入してよかったこととして、「地域の活性化や移住促進、関係人口を増やすことにつながった」「小規模校としての課題解消につながった」「地域の児童生徒が多様な意見に触れることができるなど教育活動が活性化した」をあげている自治体は全体の6割以上である。

導入目的・きっかけ



導入してよかったこと

